

第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

(中間案)

(平成30年度～平成32年度)

平成29年12月

長岡市

総 論

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	2
4 計画策定の体制	2
5 計画の期間	2
6 計画策定後の推進体制	3

第2章 現状と課題

1 現状	4
2 主要課題	11

第3章 施策体系

1 施策の体系図	13
2 施策体系の概要	15

各 論

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第1節 ともしび運動	19
第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発	22
第3節 福祉教育の推進	24

第2章 保健・医療の充実

第1節 早期の発見	26
第2節 医療・リハビリテーションの充実	30
第3節 保健活動の充実	32

第3章 療育・教育の充実

第1節	早期相談・療育施策の充実	33
第2節	教育施策の充実	37

第4章 雇用促進と就労支援

第1節	雇用・就労施策の推進	40
-----	------------	----

第5章 地域生活のための体制の充実

第1節	相談支援体制の充実	43
第2節	権利擁護の推進	45
第3節	経済的な支援	47
第4節	地域福祉の推進	48
第5節	ボランティア活動等の推進	50
第6節	情報提供と意思疎通支援の推進	52

第6章 余暇活動の充実

第1節	スポーツ・レクリエーションの振興	55
第2節	文化活動の推進	57

第7章 住みよい生活環境の整備

第1節	公共施設等の整備	59
第2節	住宅環境の整備	63
第3節	公共交通対策の推進	64
第4節	防災・防犯対策の推進	67

第8章 障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

1	平成32年度における目標値	71
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	71
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3)	地域生活支援拠点等の整備	73
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	74
2	サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	78
(1)	訪問系サービス	79
(2)	日中活動系サービス	82
(3)	居住系サービス	92

(4) 相談支援	95
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	99
(1) 必須事業	
ア 理解促進研修・啓発事業	100
イ 自発的活動支援事業	101
ウ 相談支援事業	102
エ 成年後見制度利用支援事業	104
オ 成年後見制度法人後見支援事業	105
カ 意思疎通支援事業	106
キ 日常生活用具給付等事業	108
ク 手話奉仕員養成研修事業	110
ケ 移動支援事業	111
コ 地域活動支援センター（機能強化事業）	114
(2) その他の任意事業	
ア 日常生活支援	116
イ 社会参加支援	120
ウ その他	122

第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

1 平成32年度における目標値	125
(1) 障害児支援の提供体制の整備	125
2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	127
(1) 障害児支援	128
3 関係機関との連携	133

総

論



第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

長岡市は、平成9年3月に県内で初めて、障害者基本法に定める市町村障害者計画として「長岡市障害者基本計画」を策定し、平成19年3月には、市町村障害福祉計画と「長岡市障害者基本計画」を一体的にまとめた「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。その後、第4期計画まで、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を総合的に支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

長岡市の現状として、人口の減少が続いているのに反し、障害者数は緩やかですが増加傾向にあります。障害のある人やその家族の高齢化も一段と進み、「親なき後」の問題は大きな課題となっており、障害者支援策の拡充に対して、障害のある人本人のみならず、家族からの期待もますます高まっているといえます。

このような状況のなか、障害のある人への支援については難病や発達障害、高次脳機能障害等、対象者の幅も広く、専門知識を備えた支援者が必要とされています。また、障害のある人やその家族が直面する課題は一人ひとり異なるため、関係機関等が連携・協力し、障害福祉サービスはもとより、日常生活や社会生活全般においてもきめ細かな支援を行うことが求められています。

国においては平成30年度に施行する児童福祉法の改正により、障害児通所支援などのサービス提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定することを定めました。これに伴い、本市においては「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害者基本計画・障害福祉計画」と一体的に策定することとしました。

「第5期障害者基本計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は、子どもから大人まで一貫した支援の推進を共通の視点として各施策を推進するとともに、第5期障害福祉計画では、第4期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成32年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定しました。また、「第1期障害児福祉計画」においても、障害児支援における各数値目標や、障害福祉サービス等の見込み量を定めました。この計画に基づき、長岡市における障害者施策の一層の充実に取り組みます。

2 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

また、国の障害者基本計画、新潟県健康福祉ビジョン、新潟県障害者計画、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画、長岡市総合計画、長岡市地域福祉計画、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市子育て・育ち”あい”プラン、ながおかヘルシープラン 21、長岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画、長岡市地域防災計画、長岡市住宅政策マスタープラン、長岡市人権教育・啓発推進計画、長岡市スポーツ振興基本計画との整合性を図ります。

4 計画策定の体制

(1) 「長岡市障害者施策推進協議会」の設置

市民・団体等の代表からなる委員会を設置し、委員から計画案についての意見、提言を受けて、この検討結果を計画に反映させることを目的としています。

〔構成〕

保健・医療・福祉関係者、教育関係者、労働関係者、学識経験者、公募委員を含む 19 人の委員で構成しています。

(2) 連携体制

計画を策定するにあたり、市の関係部署、県、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関とも調整検討等を行いながら、計画を策定しました。

5 計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とし、平成 32 年度に次期計画の策定のため、見直しを行います。なお、計画期間中に法制度の改正等が行われ、第 5 期計画の見直しが必要となった場合は、随時対応します。

6 計画策定後の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、県、障害保健福祉圏域（中越圏域）関係市町村、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に推進するものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、取組を進めていくことが必要になります。

そのため、PDCAサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時対応していきます。

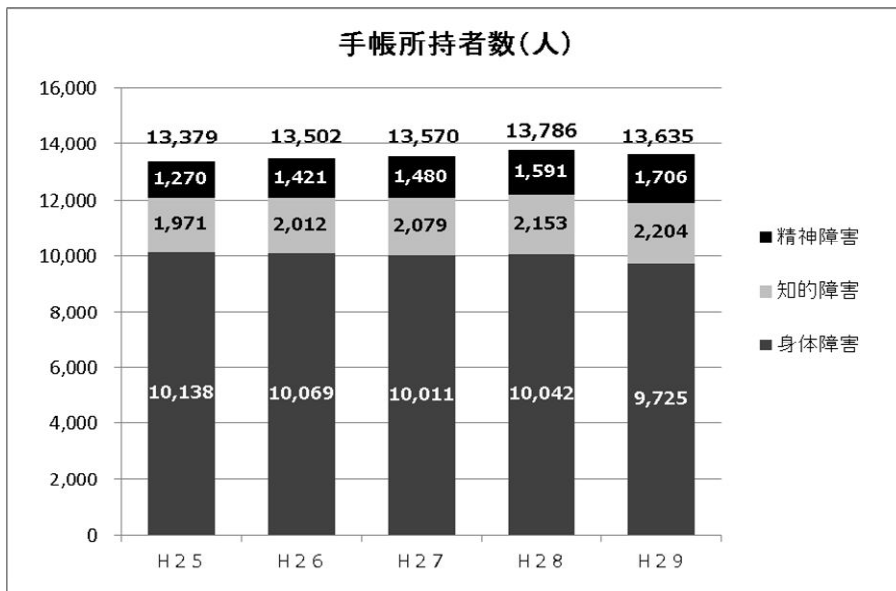
※PDCAサイクルとは「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

第2章 現状と課題

1 現状

【各障害者手帳所持者数】

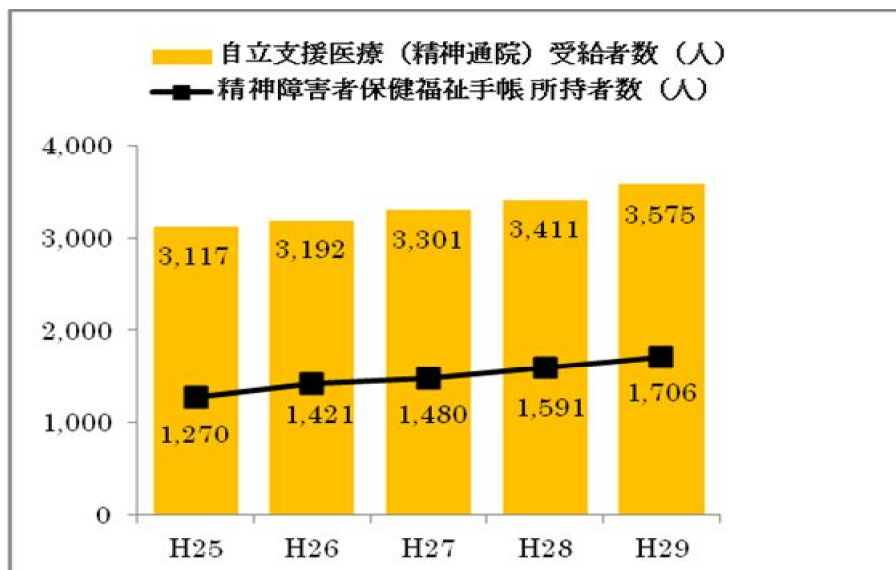
(各年4月1日現在)



- 各障害の手帳所持者は、合わせて1万3千人を超えており、身体障害以外は増加し続けています。なかでも、精神障害の増加が顕著な状況です。

【精神障害者等の状況】

(各年4月1日現在)



- 精神障害者保健福祉手帳の所持にかかわらず、精神疾患により通院している人は増加し続けています。

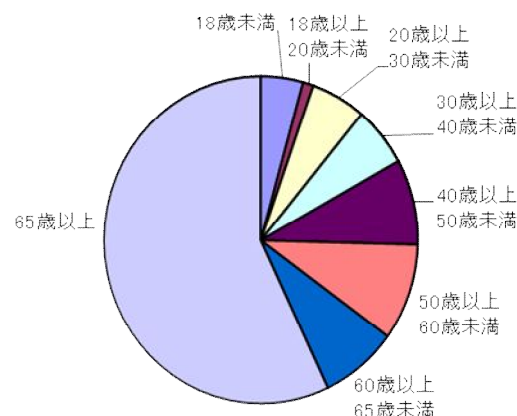
【年齢別の手帳所持者数】

【3手帳合計】

(各年4月1日現在)

年齢	H25	H29	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	577	594	+ 17	+ 2.9
18歳・19歳	125	148	+ 23	+ 18.4
20歳～29歳	598	771	+ 173	+ 28.9
30歳～39歳	776	806	+ 30	+ 3.9
40歳～49歳	993	1,147	+ 154	+ 15.5
50歳～59歳	1,389	1,307	- 82	- 5.9
60歳～64歳	1,232	1,083	- 149	- 12.1
65歳以上	7,689	7,779	+ 90	+ 1.2
計	13,379	13,635	+ 256	+ 1.9

3手帳所持者の状況(H29)



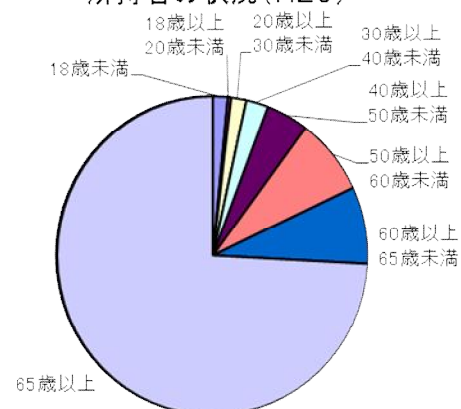
- 人数の増減をみると、50歳から60歳までの所持者が大きく減少している一方、20歳代と40歳代は大きく増加しています。また、全体の半数以上を占めている65歳以上の手帳所持者について、第4期計画策定時よりも増加が緩やかになりました。

【身体障害】

(各年4月1日現在)

年齢	H25	H29	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	168	149	- 19	- 11.3
18歳・19歳	20	34	+ 14	+ 70.0
20歳～29歳	162	153	- 9	- 5.6
30歳～39歳	258	225	- 33	- 12.8
40歳～49歳	441	428	- 13	- 2.9
50歳～59歳	886	761	- 125	- 14.1
60歳～64歳	937	763	- 174	- 18.6
65歳以上	7,266	7,212	- 54	- 0.7
計	10,138	9,725	- 413	- 4.1

身体障害者手帳所持者の状況(H29)



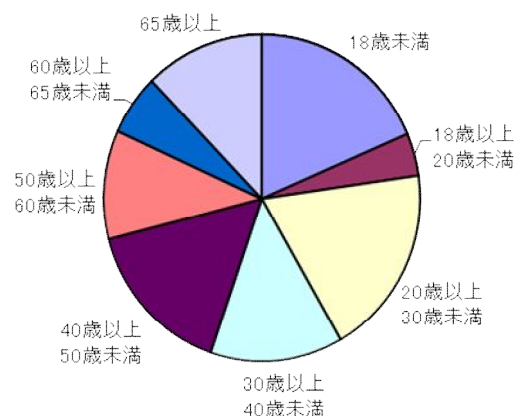
- 第4期計画策定時では、60歳以上の手帳所持者が増加していましたが、現状では、18歳・19歳を除き各世代とも人数が減少し、なかでも、50歳から64歳の世代の減少が著しくなっています。また、65歳以上の高齢世代での手帳所持者は全体の4分の3を占めています。

【知的障害】

(各年4月1日現在)

年齢	H25	H29	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	391	409	+ 18	+ 4.6
18歳・19歳	87	92	+ 5	+ 5.7
20歳～29歳	329	418	+ 89	+ 27.1
30歳～39歳	306	299	- 7	- 2.3
40歳～49歳	287	347	+ 60	+ 20.9
50歳～59歳	229	237	+ 8	+ 3.5
60歳～64歳	119	132	+ 13	+ 10.9
65歳以上	223	270	+ 47	+ 21.1
計	1,971	2,204	+ 233	+ 11.8

療育手帳所持者の状況(H29)



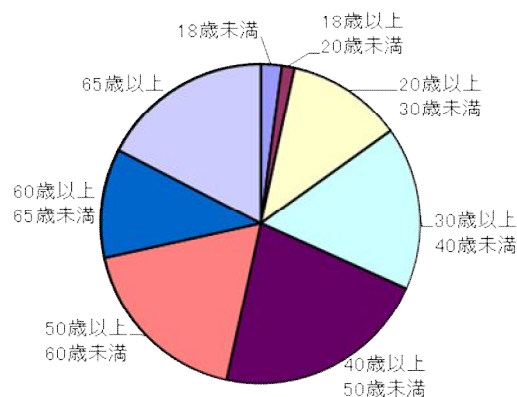
- 比較的若年世代で取得することが多く、特に20歳代と40歳代で大きく増加しています。また、療育手帳所持者も高齢化してきており、65歳以上の割合が年々高くなってきています。

【精神障害】

(各年4月1日現在)

年齢	H25	H29	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	18	36	+ 18	+ 100.0
18歳・19歳	18	22	+ 4	+ 22.2
20歳～29歳	107	200	+ 93	+ 86.9
30歳～39歳	212	282	+ 70	+ 33.0
40歳～49歳	265	372	+ 107	+ 40.4
50歳～59歳	274	309	+ 35	+ 12.8
60歳～64歳	176	188	+ 12	+ 6.8
65歳以上	200	297	+ 97	+ 48.5
計	1,270	1,706	+ 436	+ 34.3

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(H29)

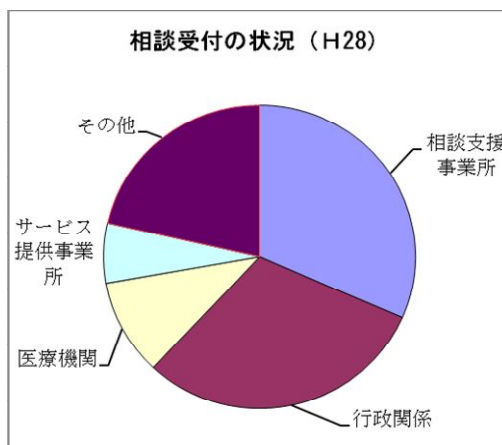


- 手帳取得者が全体的に増加しています。なかでも20歳代から40歳代と65歳以上が大きく増えています。

【相談支援事業の状況】

【障害者基幹相談支援センターの相談受付状況】

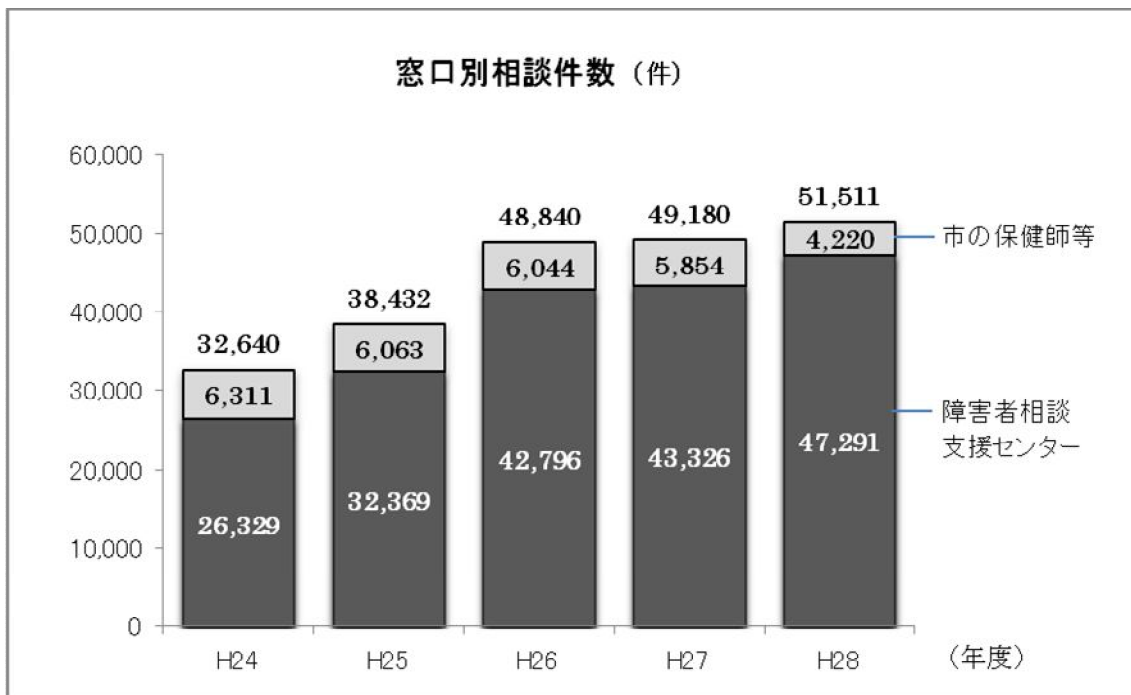
相談のあった機関	H28
	件数
相談支援事業所	350
行政関係	337
医療機関	114
サービス提供事業所	70
その他	238
計	1,109



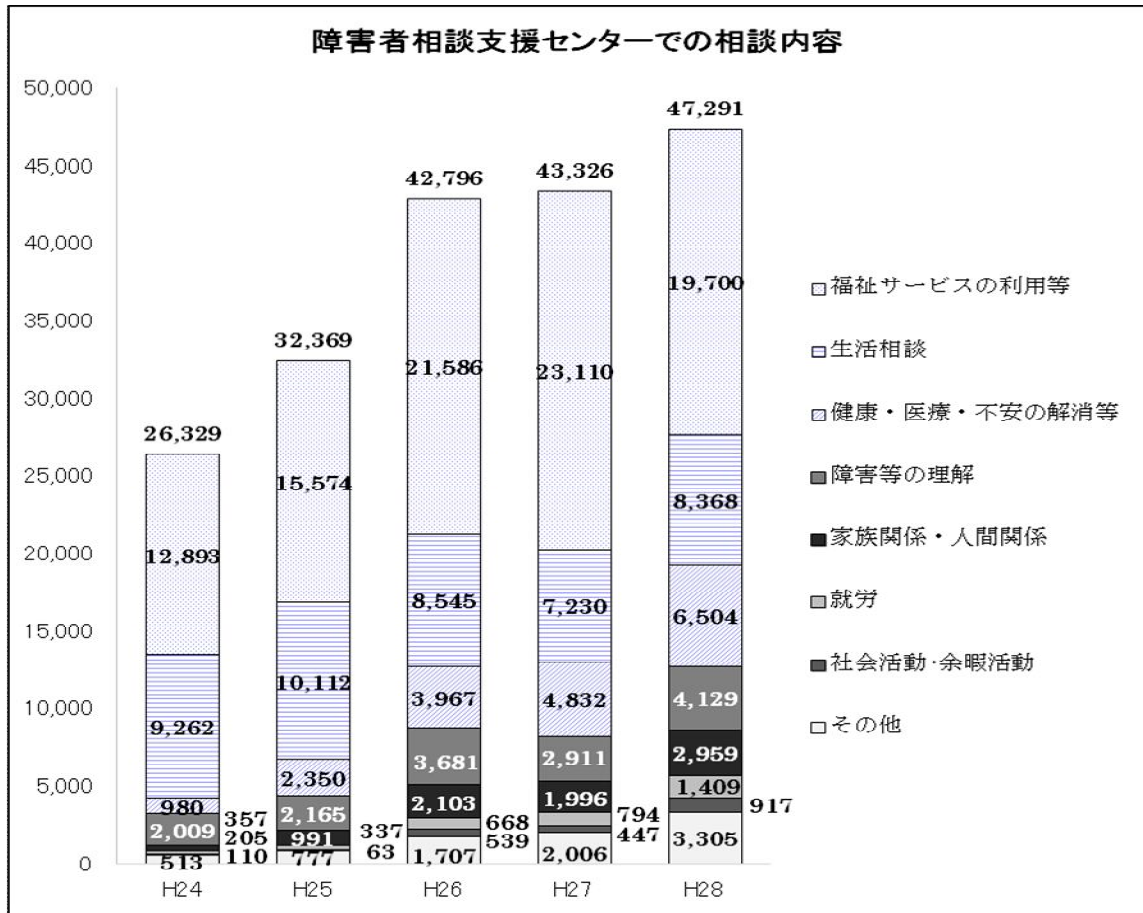
※障害者基幹相談支援センターは関係機関からの相談窓口です。

- 相談支援事業所からの相談が最も多く、主な内容は福祉サービスの利用等に関する支援、障害や病状の理解に関する支援、家族関係、人間関係に関する支援となっています。

【障害者相談支援センター等の状況】



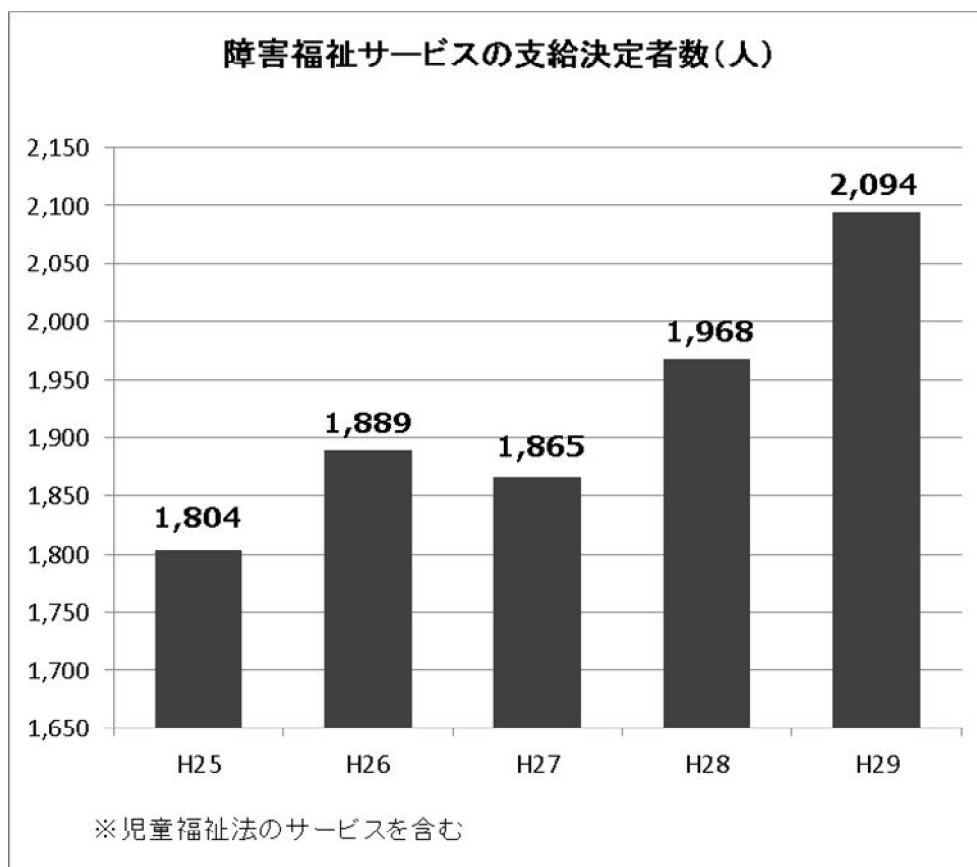
- 障害のある人やその家族等からの相談件数は、年々増加しています。相談内容の多様化や解決困難な相談事例の増加等により、相談支援専門員や保健師等の果たす役割が大きくなってきています。



- 福祉サービスの利用等に関する相談件数が最も多く、引き続き障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとした支援制度を適切に提供する必要があります。一方で、福祉サービスの利用等以外の相談が占める割合が多くなってきており、障害者相談支援センターには多様な相談に広く対応できる体制が求められてきているため、障害者基幹相談支援センターを中心として計画的・体系的な研修会の実施と定期的なスキルアップの機会を確保し人材育成に取り組む必要があります。
- 障害のある児童及び65歳以上の障害のある人の相談が増えているため、子育て支援機関、介護保険事業所、障害者相談支援センター等が連携できる支援体制づくりが必要です。

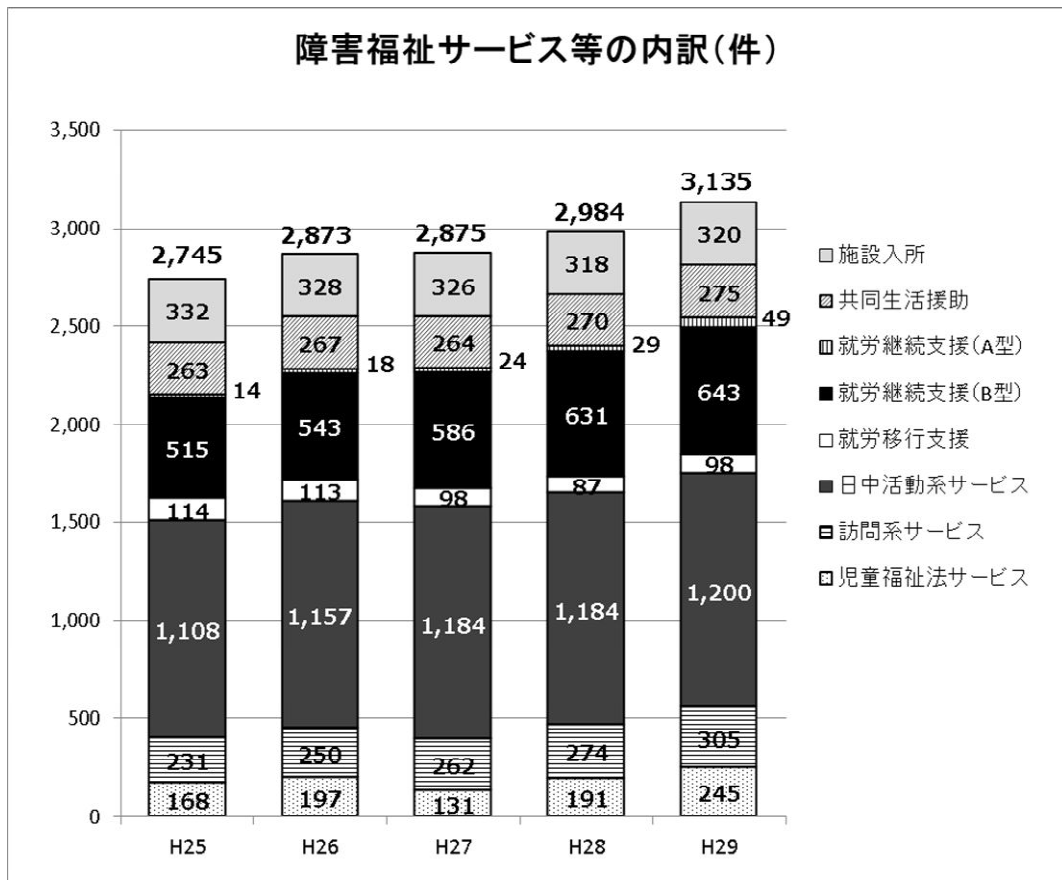
【障害福祉サービス等の支給決定状況】

(各年4月1日現在)



- 相談支援体制の充実・強化により、障害福祉サービス等の利用者は増加しています。

(各年4月1日現在)



- サービス提供基盤の整備が進み、各サービスともに利用者は増加しています。
- 就労継続支援（A型、B型）、児童福祉法サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の増加が顕著な状況です。

2 主要課題

子どもから大人まで一貫した支援の推進 《施策推進における共通の視点》

小学校・中学校・高等学校への入学をはじめ、乳幼児期から成人に至るまでには様々な移行期があります。生活や支援の環境が変わるタイミングにおいては、必要となる支援の状況等が十分に引き継がれず、適切な支援が提供されないおそれがあります。このため、本計画においては「途切れない支援」「一貫した支援」を共通の視点とするとともに、これを具体的な施策や支援体制等に反映させることにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

① 包括的な相談支援体制の構築及び相談支援専門員の人材育成

障害のある人だけではなく、高齢者、子どもなど、生活上の困難を抱える人全てが地域において自立した生活を送ることができる地域共生社会を実現するためには、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な相談体制を構築していくことが必要です。今後の相談体制を見据えた相談支援専門員の人材育成を行うため、計画的・体系的な研修の実施と定期的なスキルアップ機会の確保、相談支援専門員キャリアパスに基づき相談体制の強化を図ります。

② 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行促進

福祉施設や精神科病院に入所・入院している人たちが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、当事者及び家族等の不安の解消と、保健・医療・福祉・地域などと重層的な連携による支援体制の構築が必要です。

中でも、精神科病院に長期入院している人たちの地域生活移行が進んでいないため、今後さらに移行促進の取組を強化していくことが求められています。

③ 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が安心して地域で生活できるようにするためには、居住支援や地域支援などを総合的に提供することが必要です。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後の支援を見据え、地域の関係機関との連携のもと、地域生活を総合的に支援するために必要な機能を集約するなど、早急に体制整備をしていくことが求められています。

④ 福祉施設からの一般就労の促進

福祉施設からの一般就労者数は、ここ数年伸び悩んでいるのが現状です。

企業が求める人材に対し、就労支援事業所から送り出す人材が適応できず、就労に結びつかないケースも多くあることから、両者の意向を踏まえた適切な就労支援を行っていくことが求められています。

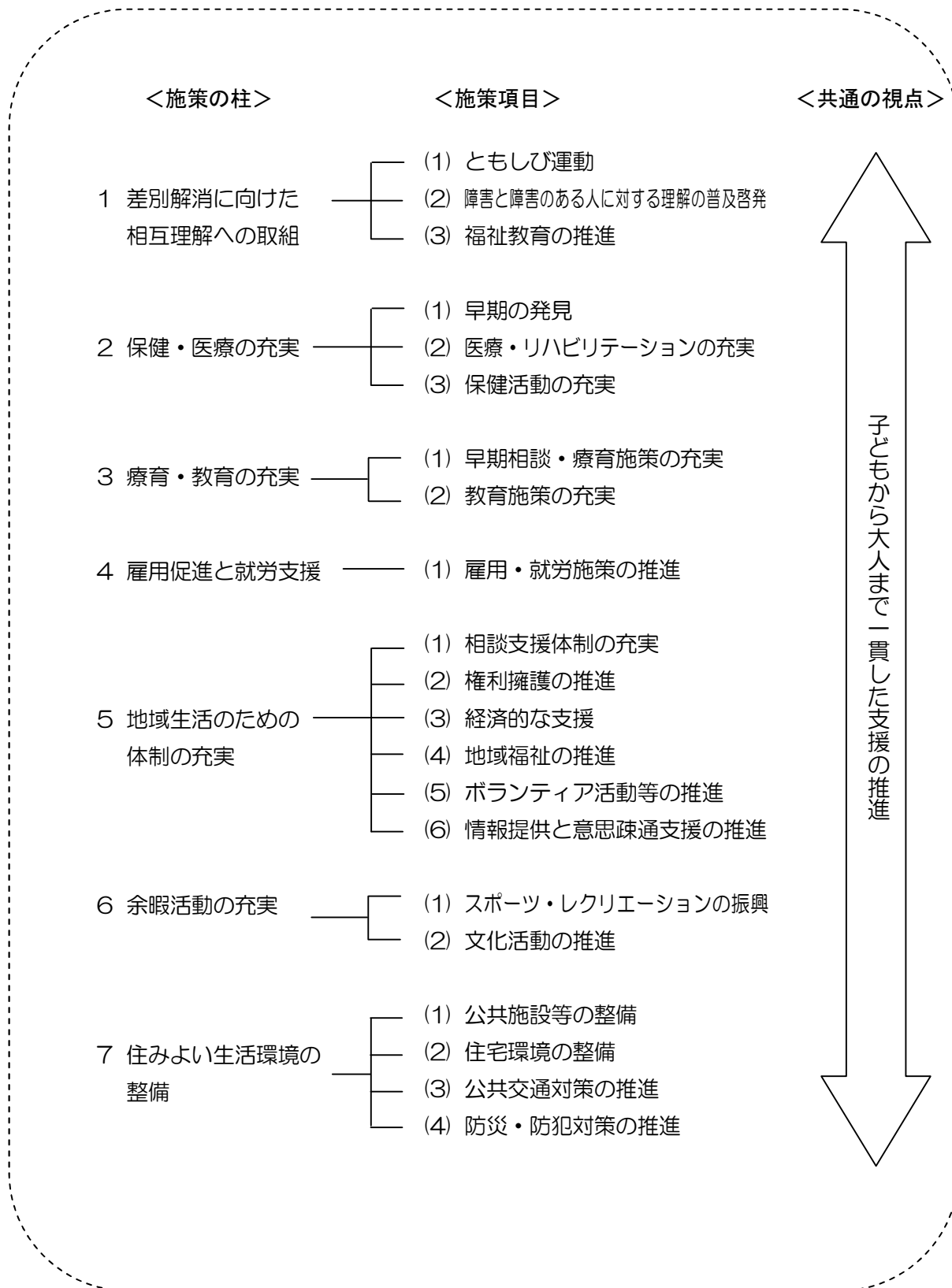
⑤ 差別解消に向けた取組の推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人もない人も相互に理解し合い、分け隔てられることなくともにいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

今後も、障害のある人に対する不当な差別や虐待などがなくなるよう、市民や民間事業所に対して、より一層相互理解に向けた普及・啓発活動などを進めていくことが求められています。

第3章 施策体系

1 施策の体系図



障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

1 平成 32 年度における目標値

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 必須事業
- (2) その他の任意事業

障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

1 平成 32 年度における目標値

- (1) 障害児支援の提供体制の整備

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

- (1) 障害児支援

3 関係機関との連携

2 施策体系の概要

(1) 差別解消に向けた相互理解への取組

自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人の権利が守られるよう、啓発広報に努めます。また、幼少期から障害者福祉に対する理解が深められ、習得が図られるよう、福祉教育を充実させます。

1 ともしび運動

長岡市では、昭和 63 年から「ともしび運動」を展開し、ノーマライゼーションの理念の普及を図っています。

この「ともしび運動」は、長岡市の福祉行政の根幹をなすものであることから、今後も一貫した基本理念として積極的に推進し、「ともに生きる社会」の実現を目指します。

2 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害のある人に対する差別や偏見をなくす努力が必要です。

そのため、さまざまな場面において効果的な啓発広報を行いながら、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

3 福祉教育の推進

障害者福祉に対する市民の理解を深めるためには、幼少期からの福祉に関する学習や体験活動などを通じて「ともに生きる力」を育むことが必要です。

そのため、小・中学校においては、「総合的な学習の時間」等において福祉教育施策と連携した学習と体験活動を充実させ、児童・生徒の思いやりの心を育てます。

(2) 保健・医療の充実

障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。

1 早期の発見

全年代における病気の予防、早期発見及び早期治療のため、総合的な保健・医療体制を推進することが必要です。

そのため、健診体制や相談体制など、各種施策の充実を図ります。

また、近年相談件数が増加している発達障害の早期発見と早期支援のために、保育園や幼稚園、学校等との連携体制を構築するとともに、発達障害についての正しい知識を周知することが必要です。

2 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人が安心して医療を受けられるように助成制度の充実や利用促進を図るとともに、医療と福祉サービスの体制整備を促進します。

3 保健活動の充実

障害のある人の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のため、訪問指導、相談などの実施に努めるとともに、関係分野への施策の展開を推進します。

(3) 療育・教育の充実

特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。また、成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行っていきます。

1 早期相談・療育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育を行うことが必要です。集団のなかで配慮が必要な児童に早期に気づき、就学前から就学後まで継続した支援が行われるよう、早期療育関連事業の充実を図ります。

2 教育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、一人ひとりに応じた適切な教育を実現することが課題です。

そのため、施設・設備の整備充実を図るとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制づくりを進めます。

(4) 雇用促進と就労支援

障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。

障害のある人の一般就労の促進を図るため、様々な雇用支援施策を展開していきます。

(5) 地域生活のための体制の充実

個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。また、必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。

1 相談支援体制の充実

保健・医療・福祉等のサービスが多様化している中で、障害のある人や家族からの様々な相談に的確に対応していくため、地域の関係機関との連携強化を行いながら、相談支援体制の充実を図ります。

2 権利擁護の推進

障害のある人やその家族に対し問題が大きくなる前からの支援が大切です。そのため、関係機関と連携をして、地域の見守りネットワークの構築、支援体制の充実及びサービス利用体制の構築を図ります。

3 経済的な支援

適正な生活保護の実施や障害のある人の経済的基盤の確立に向けて、年金や様々な手当をはじめとする各種援助制度の理解や周知に努めます。

また、障害のある人が医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、助成制度の利用促進を図ります。

4 地域福祉の推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう関係団体と連携を深め、地域における福祉活動を推進します。

5 ボランティア活動等の推進

ボランティア活動のきっかけづくりなどを支援する社会福祉センタートモシアに設置しているボランティアセンターを活用し、相談体制、福祉教育の充実を図ります。また、ボランティアの育成・確保のため、市民全体にボランティア活動に対する理解と関心を浸透させる広報・啓発活動を推進します。

6 情報提供と意思疎通支援の推進

障害のある人が的確に情報の入手やコミュニケーションを図ることができるよう、様々な施策を推進します。

また、インターネットによる情報提供が一般的になってきていることから、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できること）に配慮したWebサイトの運用に努めます。

(6) 余暇活動の充実

障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、障害者スポーツや文化活動の普及・推進を図ります。また、障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加可能な選手の育成を図ります。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

健康の増進やリハビリテーションにも効果のあるスポーツ・レクリエーション活動により、障害のある人の健康の増進と社会参加の促進を図ります。

また、2020年東京パラリンピック開催に向けて、市内の障害者スポーツ活動の状況を把握するとともに、「競技」として活動する障害者スポーツ選手に対する育成支援を行います。

2 文化活動の推進

障害のある人が心豊かな生活を送り、積極的に社会参加をしていけるよう、芸術・文化活動の振興に努めます。

(7) 住みよい生活環境の整備

障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出の支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。また、住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。

1 公共施設等の整備

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきた結果、施設の改善が順次進んでいます。

民間事業者を含めた施設設置者に対し、さらなる理解と協力を求めていくとともに、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

2 住宅環境の整備

在宅福祉の充実に向けて、障害のある人に配慮した公営住宅の整備や個々の障害に応じた住宅の建築、改造等に対する支援を行います。

3 公共交通対策の推進

障害のある人の屋外の移動を容易にするため、今後も引き続き、歩道及び公共交通機関等のバリアフリー化や公共交通機関の利用が難しい人に対する安全・安心な移動手段の提供に努めます。

4 防災・防犯対策の推進

災害が起こったときに、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者といわれる人々の保護や救援活動等の体制強化が求められています。

国の避難行動要支援者の避難支援ガイドラインや「長岡市地域防災計画」を踏まえて策定した「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に沿って、障害者施策においても日本一災害に強いまちを目指します。

(8) 障害福祉サービス等の提供基盤の整備

障害者総合支援法に基づき、「市町村障害福祉計画」を定め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供体制を整備していきます。

(9) 障害児福祉サービス

児童福祉法に基づき、「市町村障害児福祉計画」を定め、障害児支援サービス提供体制を整備していきます。

各

論



第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第1節 ともしび運動

◆現状と課題

- 長岡市は、昭和63年に「ともしび運動」をスタートさせました。これは、一人ひとりの持っている思いやりの心、助け合いの心をひとつの「ともしび」として持ち寄り、それを大きく育て、障害のある人もない人も、高齢者も若者も「ともに生きる仲間」として、誰もがお互いに支えあう社会づくりを目指すものです。

長岡市では、この理念に基づき、福祉教育の推進、ふれあいと相互理解や地域活動の促進、ボランティアの育成等の施策を展開し、ともに生きる社会こそあたりまえであるという考え方のノーマライゼーションの理念の普及に大きな成果をあげることができました。

「ともしび運動」は、いち早く、ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の福祉に関する理念を総合的に取り入れた、福祉施策の根幹をなすものであり、今後も一貫した基本理念として推進していく必要があります。

- 障害のある人をはじめ全ての人々にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、行政が障害のある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会を構成する全ての人々が障害と障害のある人に対する理解を深め、ともに生きていくことがあたりまえであるという意識を育てていくことが必要です。
- 「ともしび運動」が市民生活の中により浸透した活動となるよう、行政、市民、企業等が一体となって「ともに生きる社会」の実現に取り組むことが大切です。

◆計画の方向

- 長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体と行政とが密接に連携し、障害のある人や高齢者に対する市民の理解と認識を深め、全ての人々が「ともに生きる仲間」であるという意識の醸成に努めます。
- 「ともしび運動」の推進により、誰もが自分らしく生きることができるとともに、社会を構築するため、以下の施策を展開します。

1 『福祉教育の推進』

- 行政、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体が連携し、福祉読本の活用と地域の福祉施設でのボランティア体験等を推進し、子どもの福祉についての理解を深めるように努めます。

2 『ふれあいと相互理解の促進』

- 「ともに生きる」という意識の浸透を図るため、障害のある人もない人もともに集う“ふれあいの場”を提供します。
- 障害のある人や障害のある子どもが日ごろ作成した様々な作品や練習に励んだ音楽等を市民に展示・発表する場として「すこやか・ともしびまつり」「ふれ愛コンサート」等を実施するとともに、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる場として「ふれ愛スポーツのつどい」を開催し、障害のある人や障害のある子どもの創作意欲の向上と音楽、文化、スポーツ等の活動への積極的な参加を促進します。
- 障害のある人とない人が集い、より豊かな生き方を探るために、学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を推進します。

3 『地域活動の促進』

- 家事援助や簡単な介護等を住民相互で行う「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」等、長岡市社会福祉協議会及び地区福祉会・地区社会福祉協議会が実施する事業を中心に、地域のコミュニティ活動の中での福祉活動が推進されるよう関係機関との連携・支援に努めます。

4 『ボランティアの育成』

- ボランティア活動の広がりには「ともしび運動」の大きな推進力であることから、長岡市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアに関する情報提供・相談やボランティア大学の開催等地域に根ざしたボランティアの育成に努めます。
- ボランティアセンターを中心として、ボランティアに関する市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターなどとの連携を強化し、地域住民が積極的にボランティアに参加できる体制の充実を図ります。

5 『福祉の環境づくり』

- 「福祉のまちづくり」を推進するため、これに対する市民の理解が得られるように努めるとともに、障害のある人や高齢者が暮らしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら歩道や建物のバリアフリー化に努めます。

6 『広報活動の充実』

- 「ともしび運動」の理念の浸透を図るため、市政だより、ポスター、リーフレット等を活用し、啓発広報に努めます。

《ともしび運動と計画策定のあゆみ》

- 昭和63年10月…「ともに生きる社会」の実現に向けてスタート
- 平成元年4月…「ともしび基金」を設置
- 平成元年12月…「ともしび運動」シンボルマークを制定
- 平成2年4月…「ともしび基金」の益金による事業スタート
- 平成2年7月…「ともしび運動」標語を制定
- 平成2年10月…「福祉マップながおか」を発行
- 平成3年11月…「福祉読本」を発行
- 平成4年10月…「すこやか・ともしびまつり」をスタート
- 平成4年11月…「ともしび運動」5年記念事業「世界わたぼうし音楽祭長岡大会」を開催
- 平成5年9月…「ふれ愛コンサートinながおか」をスタート
- 平成6年3月…「住みよい福祉のまちづくりハンドブック」を発行
- 平成8年3月…「福祉マップながおか」改訂版を発行
- 平成9年3月…「障害者基本計画」（平成9～17年度）を策定
- 平成9年10月…「ともしび運動」10年記念シンポジウムを開催
- 平成10年3月…「福祉読本」改訂版を発行
- 平成10年12月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」をスタート
- 平成15年3月…「障害者基本計画」（平成15～17年度）を策定
- 平成16年3月…「バリアフリーであいマップ」を発行
- 平成16年4月…「ふれ愛スポーツのつどい」をスタート
- 平成19年3月…「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成18～平成20年度）を策定
- 平成21年3月…「第2期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成21～平成23年度）を策定
- 平成22年4月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」と「ふれ愛スポーツのつどい」を統合
- 平成24年3月…「第3期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成24～平成26年度）を策定
- 平成27年3月…「第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」（平成27～平成29年度）を策定
- 平成28年3月…「福祉読本」全面改定版を発行

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

◆現状と課題

- 障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は障害を理由とする差別の解消について市民の関心を高め、理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

障害と障害のある人に対する正しい理解を深めるため、各種の取組による効果的な啓発広報を行う必要があります。とりわけ、民間事業所については、障害のある人が日常的に利用するところであるため、いかに効果的に周知を行っていくかが課題となっています。

◆計画の方向

- ホームページ等を利用し、各種取組等を積極的に発信することにより、市民への意識啓発に努めます。
- 市民に障害のある人の人格と個性を尊重する認識を高めてもらうよう、「すこやか・ともしびまつり」を開催するとともに、内容の充実を図ります。
- 「ふれ愛コンサート」「ふれ愛スポーツのつどい」「ながおかポニーカーニバル」など、障害のある人もない人もともに交流できる機会を作るほか、障害のある人の芸術作品を展示する「アール・ブリュット作品展」を行うなど、各種の取組により、障害と障害のある人に関する理解の促進を図ります。
- 公的な集会やイベントの開催時には、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助、保育のボランティアを確保し、障害のある人やその家族が気軽に参加できるように配慮するとともに、各種ボランティア等を配置していることが自然な姿であるという意識啓発に努めます。
- 市政だよりやリーフレット等で障害の理解に関する広報周知を行うとともに障害者理解を促進することを目的とした講座等を出前形式等で積極的に行っていきます。

障害者差別解消支援地域協議会等を活用して、関係機関と連携しながら、民間事業所等への啓発活動に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
すこやか・ともしびまつり	団体 市 社会福祉協議会	「健康でふれあいのあるまちづくり」の実現のため、福祉施設や団体の活動紹介や作品・成果発表、参加体験コーナー等の実施を通し、広く市民に福祉と健康づくりの理解を呼びかけるイベントを開催
ともしび運動ポスター展	市 社会福祉協議会	小学3年生から中学生を対象に「ともしび運動」に関するポスターを募集 入賞作品はコミュニティセンターや学校等に巡回展示するとともに、ともしび運動リーフレットやポスターに活用
ともしび運動リーフレット・ポスター作成	市 社会福祉協議会	「ともに生きる社会」の啓発広報としてリーフレット及びポスターを作成・配布
障害者理解促進講座	市	障害のある人に対する理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めるための講座等を開催
アール・ブリュット作品展	市	障害及び障害のある人の独創的な作品の展示を通じて、独自の感性や作者の日常・暮らしぶりを知ってもらうことで、障害や障害のある人への理解を深める機会を創出

第1章 差別解消に向けた相互理解への取組

第3節 福祉教育の推進

◆現状と課題

- 小・中学校では、福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流等のボランティア体験活動を積極的に実施してきました。さらなる思いやりや助け合いの心を育成するため、活動を工夫し、充実させることが大切です。

また、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、各教科等それぞれの特徴を活かしながら、児童・生徒の発達段階に応じ、社会福祉について理解を深める計画的な指導をさらに充実させていく必要があります。

- 家庭でも、福祉についての正しい理解を深め、福祉の心等を育むことが大切です。
- 長岡市は、学校における福祉教育に資するため、平成4年度から小学校3年生を対象に福祉読本「とび出せ！ともしびっ子」を配付してきました。また、平成20年度からは、合併地域への読本配布を開始し、「ともしび運動」の理念の全市的な浸透を図ってきました。さらに、平成28年度には、より現状に即した内容にするため、全面改訂版「ともしび」を発行しました。

今後も読本の内容の適宜見直し・継続配布を行うことにより、児童の福祉に対する理解をさらに深める必要があります。

- 長岡市社会福祉協議会では、平成3年度から社会福祉協力校指定事業を実施しており、指定が終了した協力校についてはこの活動を定着させていくため、フォローアップとして事業を継続しています。
- 保育園や幼稚園では、引き続き、特別な支援が必要な子どもを積極的に受け入れるとともに、日常的なふれあいや高齢者等との交流を通して、やさしさや思いやりの心を育てることが大切です。

◆計画の方向

- 地域・家庭・行政が一体となったボランティア活動や、地域での福祉活動を支援することにより、思いやりや助け合いの心を育みます。
- 学校、家庭及び地域相互の連携を図り福祉教育を一体的に振興するため、家庭教育活動等多様な生涯学習の場で、交流活動や清掃活動等の身近な福祉の取組が円滑に実施されるよう支援します。
- 福祉読本を小学3年生に引き続き配付します。また、学校教育の場でより使いやすくなるよう、現代の子どもたちに向けた新たな視点で福祉読本を適宜改訂し、福祉教育の充実を図ります。

- 長岡市社会福祉協力校指定事業による福祉教育実践活動の充実を支援します。また、ボランティアセンターがボランティアに関連した福祉教育をコーディネートするなど、成長段階からボランティアに関わる機会を提供します。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校における社会福祉協力校に加え、保育園や幼稚園も含めた様々な場所で、特別な支援が必要な子どもや、高齢者とのふれあいや交流の機会を設け、日常的、継続的な福祉施設の訪問等を引き続き実施します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
家庭教育活動事業	市	幼児から小学生の保護者を対象に開設する家庭教育講座の中で、福祉についてのテーマにも取り組む
福祉読本の作成配付	市 社会福祉協議会	児童の福祉に対する理解を深め、「思いやり、助けあい」の心を育成するために、小学3年生を対象とした福祉読本を作成・配布
長岡市社会福祉協力校指定事業	社会福祉協議会	小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に体験学習の機会を提供することにより、福祉に対する理解と関心を高めるとともに「思いやりの心」を醸成
福祉教育ライブラリー整備事業	市	特別支援教育や療育等福祉教育に関する書籍・ビデオ等を教育センターライブラリーに整備し、有効活用

第2章 保健・医療の充実

第1節 早期の発見

◆現状と課題

- 乳幼児期における発達の遅れを健診により早期に発見し、専門機関で障害特性に合った適切な発達を支援することが重要です。また、保護者が子どもの障害に応じた養育が行えるようにサポートすることが求められています。
- 大人の発達障害は、生活のしづらさを感じた本人や家族が、自ら医療機関等に相談することで発見されることが多いため、発達障害について、本人や家庭、職場などに広く啓発していくことが必要です。あわせて、市民への正しい理解を広めていくことも必要です。
また、家族の中だけで問題を抱えてしまうことで、問題が深刻化することがあるため、早期に相談機関につなぎ、関係機関が支援にあたることが重要です。
- 健康診査受診者への生活習慣病予防に関する保健指導を行うことにより、糖尿病・脳血管疾患等による合併症や後遺障害の発生を予防することが必要です。
- うつ病等の精神疾患のある人が年々増えているため、講演会やこころの健康相談を実施し、こころの病の早期発見、予防に努めています。今後、こころの健康問題などについて関係機関と連携した対策を強化していく必要があります。

[乳幼児期保健事業の実施状況]

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
乳児健康診査 (4か月児)	対象者数(人)	2,209	2,167	2,116	2,026	1,990
	受診者数(人)	2,155	2,084	2,092	1,998	1,940
	受診率(%)	97.6	96.2	98.9	98.6	97.5
	有所見者数(人)	200	144	158	124	120
乳児健康診査 (10か月児)	対象者数(人)	2,221	2,252	2,156	2,076	2,011
	受診者数(人)	2,135	2,094	2,037	1,961	1,925
	受診率(%)	96.1	93.0	94.5	94.5	95.7
	有所見者数(人)	156	129	134	115	125
1歳6か月児 健康診査	対象者数(人)	2,302	2,199	2,169	2,164	1,993
	受診者数(人)	2,266	2,160	2,131	2,117	1,979
	受診率(%)	98.4	98.2	98.3	97.8	99.3
	有所見者数(人)	502	468	377	401	538
3歳児 健康診査	対象者数(人)	2,304	2,252	2,328	2,171	2,186
	受診者数(人)	2,245	2,203	2,246	2,110	2,142
	受診率(%)	97.4	97.8	96.5	97.2	98.0
	有所見者数(人)	516	471	498	355	386

[成人保健事業の実施状況]

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
特定健康診査等	特定健康診査 (19～39歳)	対象者数(人)	24,279	23,159	22,069	20,779	19,370
		受診者数(人)	2,309	2,213	2,079	1,926	1,718
		受診率(%)	9.5	9.6	9.4	9.3	8.9
	特定健康診査 (40～74歳) ※1	対象者数(人)	45,829	45,130	43,850	43,660	41,752
		受診者数(人)	15,849	15,959	16,007	15,640	15,125
		受診率(%)	34.6	35.4	36.5	35.8	36.2
	後期高齢者健康診査 (65～74歳の一部、 75歳以上) ※2	対象者数(人)	35,811	36,437	36,629	36,729	40,109
		受診者数(人)	10,295	11,124	11,206	11,535	12,051
		受診率(%)	28.7	30.5	30.6	31.4	30.0
保健指導	特定保健指導 (40～74歳) ※3	対象者数(人)	1,610	1,552	1,512	1,542	1,529
		初回面接 利用者数(人)	565	332	331	320	294
		利用率(%)	35.1	21.4	21.9	20.0	19.2

※1 特定健康診査(40～74歳)は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

※2 後期高齢者健康診査は、新潟県後期高齢者医療加入者のみのデータ。

※3 特定保健指導は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

◆計画の方向

- 乳幼児期に見られる精神的、身体的発達の違いや情緒障害等の早期発見のため、小児科医、精神科医、心理相談員、保健師等を配置した健診体制の充実強化を図っていきます。また、発達の遅れ等が疑われる乳幼児は、医療機関や長岡保健所等の療育相談や各療育機関を紹介し、適切な医療や療育を行い、育児を支援します。
- 安心・安全な妊娠、出産、育児のため、妊産婦・乳幼児の健康診査や健康相談を実施します。
- 発達障害を広く周知するために、講演会や講座を開催します。
- 早期に相談・支援につなげるために、発達障害や障害者相談支援センターに関するパンフレットを医療機関や若者サポートセンターに設置するなどして、発達障害及び支援機関を周知するとともに、関係機関の連携を図ります。
- 地域で発生している問題や家庭への支援が必要なケースなどは、地域の多様な関係者と連携を深め、早期発見を図ります。
- 健診により、生活習慣病を予防するために、受診しやすい環境づくりに努め、健診の受診率の向上を図ります。
- 生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、特定保健指導や健康教室等を行います。
- うつ病等を予防するための講演会やこころの健康相談を開催します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
乳幼児健康診査事業	市	乳幼児期の各節目にすこやかな成長の確認と異常の早期発見・早期治療を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に向けて育児相談を実施し子育てを支援
健康診査事業及び後期高齢者健康診査事業	市及び新潟県後期高齢者医療広域連合	19～39歳及び後期高齢者を対象に、生活習慣病の早期発見を目指した健康診査を実施し、循環器疾患や糖尿病等に起因する障害状態になることを予防
特定健診・特定保健指導等事業	長岡市国民健康保険（市）	40歳から74歳の医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導に取り組み、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少を目指し、疾病に起因する障害状態を予防
保健指導 健康教育 健康相談 訪問指導	市	市民を対象に保健指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教室を開催 ・個別に健康についての相談実施 ・健診受診者で医療機関に受診が必要な人への受診勧奨など
こころの健康講演会	県・市 団体	ストレス・うつ病・アルコール依存症・自殺予防等に関する講演会の開催
こころの健康相談	市	アルコールやうつ状態、家族関係等の健康相談を実施

第2章 保健・医療の充実

第2節 医療・リハビリテーションの充実

◆現状と課題

- 脳血管疾患等の急性期及び回復期の医療やリハビリは、退院後の生活を考慮した内容のものを医療機関で行っています。また脳血管疾患等の疾病の人は、40歳以上から介護保険の対象になるため、介護保険制度のサービスを利用することができます。
- 精神障害のある人が安心して医療を受けられるように、医療費の助成を行っています。
- 平成25年度から難病患者が障害者総合支援法のサービス対象となり、難病患者が利用できるサービスの範囲が広がりました。しかし難病の利用者を受け入れる体制がまだ十分確立できていない現状があります。
- 精神障害のある人が新たに受診を希望されても、受診までに1か月以上時間がかかり、希望した際にすぐ受診ができない現状があります。
- アルコール依存症者は医療による治療のみでは不十分であり、社会復帰や再発防止のための活動が必要です。社会復帰の促進を図ってグループミーティングや作業訓練などを行っているNPO法人等には、保健、医療、福祉、行政など様々な分野からの支援が求められています。
- 地域で生活をしている障害のある人のうち医療行為が必要な人は、受入可能な事業所が少なく、サービス利用が希望通りにいかない現状があります。

◆ 計画の方向

- 地域生活移行へ向けた訓練を通して身体機能の維持・回復が図られるよう、機能訓練の利用を促進します。
- 精神障害者医療費助成制度について、制度の周知をはかり、精神疾患治療のために安心して医療機関に受診できるように、経済的支援を行っていきます。
- 難病患者が障害福祉サービスをスムーズに利用できるよう、関係機関と連携を図ります。
- 精神科の医療体制について、受診しやすい環境が整うよう、県に現状を伝え、働きかけていきます。
- アルコール等依存症者の回復支援のための地域活動支援センターに、運営費補助を実施していきます。
- 医療が必要な人の支援体制については、「長岡市障害者自立支援協議会」で検討をしていきます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
精神障害者医療費助成	市	精神疾患の治療について、医療費自己負担の一部を助成

第2章 保健・医療の充実

第3節 保健活動の充実

◆現状と課題

- 障害のある人が地域で生活をする上での困り事について、保健師等が窓口・電話・訪問相談で対応をしています。また相談対応は本人のみではなく、家族の相談にも対応しています。しかし、支援者に相談をせず、家族のみで障害のある人を支えている場合も多いのが現状です。
- 精神疾患について正しい理解を深めてもらうことを目的に、講座等を実施しています。しかし、医療が必要な人が未受診などのケースも多く、さらなる啓発が必要です。
- 通所のサービスのみではなく、自ら外に出られない人のためにも、社会生活との接点を持つための訪問支援が求められていますが、訪問支援体制は十分整備されていません。
- 生活習慣病等による疾病を起因とする障害を予防するために、健康診査・保健指導・受診勧奨を行っています。

◆計画の方向

- 相談窓口について、さらなる周知を行います。
- 疾病について正しい知識を理解してもらうことを目的に、講座を実施します。
- 保健師等による窓口・電話相談、保健指導を継続して実施します。
- 健康診査の実施について周知をします。また必要な人に保健指導・受診勧奨を行います。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
健康相談の実施	市	保健師等による窓口・電話・訪問相談

第3章 療育・教育の充実

第1節 早期相談・療育施策の充実

◆現状と課題

- 特別な支援が必要な子どもの育成は、乳幼児期から就労までの長期的な視点を持ったうえで、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に、必要な治療と指導訓練を行う必要があります。
また、保育園や幼稚園、学校等と連携しながら一貫した支援を行うことにより、障害特性に合った適切な支援や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもの療育が家庭において行われる場合には、子どもとその家族の精神的支援の充実や、介護負担の軽減を図る施策の推進が必要です。
- 少子化時代を迎えた今日、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することが、緊急的な課題です。こうした環境づくりは、あらゆる分野で各種の社会資源を活用して取り組まなければなりません。その中で特別な支援が必要な子どもの育成は、児童福祉施策の重要な柱として位置付けられるものであり、一層の充実を図る必要があります。
- 障害の重度化、重複化に対応した療育機能の強化を図る必要があります。
- 特別な支援が必要な乳幼児の成長や発達に関する相談が増える中で、保護者が抱える不安や悩みを受け止め、関係機関と連携しながら、よりきめ細やかな支援を行っていく必要があります。
- 保育園や幼稚園では、特別な支援が必要な子どもの受入れを引き続き推進する必要があります。
- 児童発達支援センターにおいて適切な療育が行えるよう療育方法の普及確立や必要な施設設備、職員配置の改善等、施設の療育機能の強化を図る必要があります。

[こどもすこやか応援事業の支援実施状況]

	平成26年度	27年度	28年度
施設数(箇所)	68	60	58
児童数(人)	173	127	157
訪問延件数(件)	320	261	280

[こども発達相談室の利用状況]

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
電話・来室相談件数 (件)		338	259	385	499	545
参加児童数 (実人数)	プレー部門 (人)	148	156	166	155	154
	ことば部門 (人)	101	116	141	151	156
	合計(人)	249	272	307	306	310

[柿が丘学園（児童発達支援センター）在籍児童数] (単位：人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
平均	41.5	39.7	42.5	42.7	48.9
4月1日	41	35	36	40	44

◆計画の方向

- 家庭の介護負担の軽減を図るため、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の一層の利用を促進します。また、特別な支援が必要な子どもの訓練や家族への相談支援、放課後の預かり、保育園等への支援方法の指導等を推進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の利用を促進します。
- 「こども発達相談室」は、関係機関と連携を深め、発達に不安のある就学前の子どもに対して、保護者に寄り添った支援の充実を図ります。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」及び「長岡市子ども・子育て会議」において、特別な支援が必要な子どもをもつ家庭に対する支援体制の整備についての検討を進めます。
- 療育体制の充実を図るために「長岡市障害者自立支援協議会」及び「長岡市子ども・子育て会議」の果たす役割は重要であり、これを積極的に活用することにより、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
- 保育園や幼稚園への特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するため、次のことに努めます。
 - ア 障害に応じた設備や遊具の整備
 - イ 特別な支援が必要な子どもへの保育の研修を実施したり、専任の職員を配置するなど、受入体制の整備充実
 - ウ 特別な支援が必要な子どもの入園体験等の推進

- 私立保育園・幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入れに対して必要な助成を行います。
- 「こどもすこやか応援事業」は、保育園や幼稚園、学校等と連携し、保護者と共に子どものよりよい成長を目指して、一貫した相談・支援等の一層の充実を図ります。また「すこやかファイル」を活用して小学校等への円滑な移行に向けて支援をします。
- 「柿が丘学園」では、児童発達支援センターとして在宅の特別な支援が必要な子どもへの支援を拡充するため、通所による児童発達支援とともに、地域支援事業として、保育所等訪問支援事業や支援利用計画作成などを行う相談支援事業を実施し、重層的な支援体制の充実を図ります。
- 多様化する療育の要望に応えるために、「こども発達相談室」や「療育相談」等の地域における相談療育体制と、「柿が丘学園」、「長岡療育園」、「はまぐみ小児療育センター」等の施設や「総合支援学校の教育相談」等との連携を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
こども発達相談室の充実	市	早期相談体制の充実、関係機関との連携
療育体制の整備	市	長岡市障害者自立支援協議会及び長岡市子ども・子育て会議の積極的な活用
特別な支援が必要な子どものサービスの充実	市	居宅介護、短期入所、日中一時支援事業、放課後サポート事業の利用促進 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の利用促進
障害児保育の充実	市	保育園の入園を希望する特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制の整備
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	市	幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受け入れの推進
こどもすこやか応援事業	市	配慮を要する児童を早期に発見し、児童・保護者のニーズに応じた就学前から就学後まで一貫した相談・支援の実施

第3章 療育・教育の充実

第2節 教育施策の充実

◆現状と課題

1 特別支援教育の充実

- 長岡市では、特別支援学校の整備や特別支援学級の新設・増設等、教育環境の整備・拡充を進めるとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実現に努めてきました。
- 平成6年度に開校した「長岡市立養護学校」は、小中学部の学校としてスタートし、平成11年に高等部を開設しました。その後、増加する児童・生徒に対応するため平成23年度に高等部棟校舎を増築しました。平成24年度に法改正に伴い、学校名を「長岡市立総合支援学校」へ改称しました。
今後も増加する児童・生徒の支援ニーズへの対応と、高等部卒業後の社会参加及び就労支援の拡充を図るため、平成27年度に高等部を「長岡市立高等総合支援学校」として独立させ、更なる支援の充実を図っています。

2 教育相談体制の充実

- 保育園や幼稚園、学校等が連携し、特別な教育的ニーズがある子どもへの支援と保護者への相談を進めています。就学先の決定にあたっては、入学予定の学校に勤務している特別支援教育担当者が、早期から保護者と相談しながら合意形成を図るという仕組みを整備しました。また、年長児保護者を対象とした研修会を開催する等により特別支援教育の理解・啓発を図っています。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

- 放課後サポート事業により一時預かりをする児童・生徒は増加傾向となっていますが、重度の障害のある障害児が増えていることもあり、マンツーマン対応等の必要性が出てきているため、利用延べ人数は減少傾向にあります。また、利用希望日が長期休業日等に集中することが多く、利用調整が必要な日も生じています。

[特別支援学級・総合支援学校への就学児童・生徒数の推移]

(単位：人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校 ・ 小学部	特別支援学級	285	337	361	387	430	468
	総合支援学校	47	48	47	61	68	73
	計	332	385	408	448	498	541
中学校 ・ 中学部	特別支援学級	157	171	182	199	184	195
	総合支援学校	36	40	48	45	40	36
	計	193	211	230	244	224	231
合 計		525	596	638	692	722	772
総合支援学校高等部 (27年度より高等総合支援学校)		128	129	133	137	153	161

(毎年5月1日現在)

◆計画の方向

1 特別支援教育の充実

- 特別支援学校の施設・設備の整備充実に努めます。また、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育の実現や関係機関と連携した取組を行うため、高等総合支援学校において実践的な学習を行う教育課程を実施するとともに、生活支援や就労支援を、関係機関と連携しながら行うことを主な目的とした総合支援室を校内に設置し、在校生や卒業生への相談や支援を行います。また、高等総合支援学校内に総合支援室を設置するとともに、平成29年度より就労支援コーディネーターを配置し、在籍する児童生徒や卒業生等に対してよりよい生活の実現に向けて総合的な支援体制づくりを推進します。
- 児童・生徒一人ひとりのニーズに合わせて、特別支援学級の新設・増設を行うとともに、言語障害、難聴、発達障害に対応する通級指導教室の整備充実に努めます。
- 個別の指導計画に基づき、一人ひとりに応じたきめ細かな教育の実現に全校体制で取り組みます。また、各学校での交流及び共同学習が適切に実施されるよう取り組みます。
- 保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制を充実させ、一貫した特別支援教育の実現に取り組みます。
- 特別な支援が必要な子どもの円滑な就学と一貫した支援を進めるため、「こどもすこやか応援事業」を中心に長岡児童相談所、こども発達相談室等の相談機関との連携を図ります。
そのために「長岡市障害者自立支援協議会」を積極的に活用し、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。
- 長岡市教育センターの福祉に関する書籍、ライブラリー等の整備・充実を図り、長岡市社会福祉協議会に設置してある福祉教材と併せて積極的な活用を推進します。

2 教育相談体制の充実

- 特別な教育的ニーズがある子どもとその保護者への早期からの支援や相談を、こどもすこやか応援事業を中心に関係機関が連携して行います。特別支援学級等への就学については、専門相談員とのきめ細かい相談を継続しながら、保護者との合意形成を図るよう努めます。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

- 特別な支援が必要な子どもの放課後の日中活動を支援する、他のサービス体制の整備状況を見据えた上で、児童・生徒及び保護者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう事業の充実に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
特別支援学級教育環境整備事業	市	特別な教育ニーズに合わせた設備の整備及び教室の改良
肢体不自由特別支援学級設置校の移動設備整備	市	肢体不自由児童・生徒の移動のための設備の整備
長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業	市	平日の授業終了後及び長期休業日に、総合支援学校の施設を利用して同校に在籍している児童・生徒の一時預かり

第4章 雇用促進と就労支援

第1節 雇用・就労施策の推進

◆現状と課題

- 長岡公共職業安定所管内の企業において、障害がある人の実雇用率は平成28年6月1日時点で1.89%と、県の値を下回っており、また、法定雇用率の2.0%には達していません。
また、法定雇用率を達成している企業の割合は54.9%と、新潟県全体の割合である57.8%を下回っています。このことや、平成30年度から法定雇用率が2.2%となり、より一層、障害者雇用の重要性が高まるため、今後も障害者雇用についての理解・促進に努める必要があります。
- 実態調査では、在宅生活している障害のある人のうち、過去1年間で就労経験のある人の割合を障害種別で見ると、身体障害者52.2%、知的障害者29.5%、精神障害者25.0%となっています。また、就労している人の就労形態について、身体障害者は、正社員で雇用されている割合が40.5%となっている一方、知的障害者・精神障害者の正社員で雇用されている割合は、知的障害者20.1%、精神障害者15.7%となっています。
就労を継続している人の、継続できる理由について、身体障害者・精神障害者は「生活のために働かなければならないから」という理由が最も多く、知的障害者は「仕事の内容が自分に合っているから」という理由が最も多くなっています。また、就労していない人の就労できない・したくない理由について、身体障害者・精神障害者は「働く自信がないから」という理由が最も多く、知的障害者は「障害が重いから」という理由が最も多くなっています。
これらのことから、障害の特性によって、就労者数・就労形態・就労に対する考え方などが異なるため、障害の特性に応じた雇用・就労対策が必要となります。
- 障害のある人は、就労支援事業所などに通うことによって、一般就労するための訓練を受けることができますが、定められた期間内の訓練だけでは就労できない人も多くいるのが現状です。その理由の一つとして、生活面などの訓練ができていないまま就労訓練を受けている人がいることが挙げられます。また、障害のある人の一般就労の困難さから、就労移行支援事業の利用者数が減少している実態もあります。
- 企業が求めている人材像が、就労支援事業所側の認識と異なっていることなどが原因で、一般就労しても職場に定着できず離職してしまう人もいるため、企業実習を経ての一般就労の促進、職場定着支援の強化や就労支援関係職員等のスキルアップが必要です。
- 一般企業等に就労することが困難な障害のある人に対しては、雇用施策と福祉施策との連携により、多様な就業形態での就労の場の確保に努める必要があります。このため、作業工賃を増額するための支援策などが引き続き必要です。
- 障害のある人の雇用促進制度の活用にあたっては、現在、長岡公共職業安定所のほか、新潟障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等が中心となり、支援を行っています。また、精神障害のある人の就労を促進するため、これらの機関とともに、県、市、福祉・医療機関等が連携して、就労セミナーの開催などを行っています。

- 「長岡市障害者自立支援協議会」では、平成 20 年度から就労関係機関等で構成される就労部会を設置し、障害のある人の雇用を促進するため協議を進めています。その中の課題として協議された職場実習先の確保や企業実習における企業側の負担を軽減するための方策などを長岡市で事業化しています。

◆計画の方向

- 障害のある人や事業主に対し、雇用に関する支援制度の周知に努めます。また、働くことを希望する人への効果的な支援制度の活用やサービスの提供を図ります。
- 障害のある人の雇用の促進、安定及び就労環境の改善に向けて、長岡市、長岡商工会議所、長岡公共職業安定所で構成する「長岡市雇用対策協議会」や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関等と連携し、企業への働きかけを行うとともに、障害のある人へ職業相談会や講習会への積極的な参加を促進します。
- 相談支援専門員等による適切なアセスメントにより、障害のある人それぞれの状況に応じた適切なサービスを適切な時期に利用できるよう調整を図ります。
- 今後も障害のある人と事業主が希望する職種のマッチングや職場定着支援などの課題、それらに携わる就労支援事業所職員のスキルアップのための方策について、当事者等の意見も反映させながら「長岡市障害者自立支援協議会」での協議を基に解決を図ります。また、事業主にそれぞれの障害特性について理解してもらい、職場環境の改善等を促進します。
- 長岡市が行う物品等の契約において、市内の障害者多数雇用事業者から物品または役務を積極的に調達することにより、障害のある人の雇用の促進と安定を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)により、長岡市においても毎年度調達方針を設け、障害者就労施設等からの積極的な物品等の調達を促進します。
- アオーレ長岡のオープンと同時に開設した福祉のカフェ「りらん」、長岡市社会福祉センターモシアオープン時に開設したカフェ「く・る～む」や、市内の障害者福祉施設の自主製品の共同販売・受託作業の共同受注などを行う「長岡市内障がい者共同販売ネットワーク」を支援することにより、作業工賃の増額及び障害者雇用の促進を図ります。
- 「障害者雇用促進職場体験実習等受入事業」の継続実施により、一般企業等への就労を目指す障害のある人に事務の補助を体験実習する場を提供し、職業能力や社会性の向上を支援します。
- 「企業実習支援事業」を継続実施し、ジョブサポーターを派遣することにより企業の実習受入時の支援にかかる負担を軽減し、企業実習を促進します。
- 高等総合支援学校では、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら、生徒が就労につながるための支援を行うほか、実習先・就職先の開拓・確保を図ります。また、校内に設置している総合支援室では、就労に向けた在学中の支援だけでなく、卒業後の職場定着に向けた支援も行います。
- 高等総合支援学校の卒業生に限らず、普通高校に在籍する発達障害のある生徒などの卒業後の就労を推進するため、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図っていきます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
長岡市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達制度	市	市が物品購入や役務の提供などを契約する場合、障害者多数雇用事業者として登録されている事業者から積極的に調達
障害者雇用促進職場体験実習等受入事業	市	一般企業等への就労を目指す就労移行支援・就労継続支援施設利用者や障害者就業・生活支援センター登録者、高等総合支援学校の生徒を対象に事務作業や職業生活で求められるルールやマナーを体験実習する場を長岡市役所福祉課内に提供し、職業能力や社会性の向上を支援
企業実習支援事業	市	職場体験実習の次のステップとして、障害のある人が企業実習をする際に、ジョブサポーター（実習を受け入れた企業に出向き、直接指導を行う者）を派遣してそのスキルアップを図るとともに、障害者雇用促進法の改正等による障害者雇用義務の強化への対応を迫られる企業に対して間接的に支援

第5章 地域生活のための体制の充実

第1節 相談支援体制の充実

◆現状と課題

- 障害のある人やその家族等からの相談件数は、年々増加しています。相談内容の多様化や解決困難な相談事例の増加により、相談支援専門員等をサポートする体制の必要性から平成28年4月に「障害者基幹相談支援センター」を設置しました。
- 障害者基幹相談支援センターでは、「関係機関からの相談対応」「地域の相談支援専門員等の人材育成」「相談支援体制の整備と構築」「長岡市障害者自立支援協議会の運営」「長岡市障害者虐待防止センター」の業務を行っています。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」では、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや地域課題に関する協議の場としての役割を担っています。
- 現在の相談支援体制では、「障害に関する相談窓口の不明確さ」「相談支援専門員等の不足」「広域への対応」「発達障害や高次脳機能障害に対する専門的な相談機関の不足」「ひきこもっている人の家庭への訪問支援体制」等に課題があり、相談支援体制の再編が求められています。
- 様々なニーズに対応できる相談支援が求められており、地域の社会資源との連携を検討する必要があります。
- 各種の相談や福祉関係の手続、申請等を1か所で済ませられるようにするため、アオーレ長岡に福祉窓口を設置しています。

◆計画の方向

- 相談支援事業の充実を図るために、常勤の相談支援専門員を配置する障害者相談支援センターに業務を委託します。また、現状の課題を解決するために、広域でも画一的に相談対応ができる体制や相談窓口の明確化、地域とのネットワーク構築を目指し、障害者相談支援センターの地区担当制への再編を行うとともに、当事者やその家族が行っている活動なども含めインフォーマルな社会資源の整理をします。
- ワンストップとして最初の相談を受ける委託相談と、障害福祉サービスを利用するための計画相談の業務内容を整理します。
- 相談支援専門員等、相談対応をおこなう職員を増やすための取り組みをおこないます。
- 障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談対応をおこなう職員のキャリアパスを作成します。また、キャリアパスに基づいた人材育成、対応困難事例に対するサポートを行います。
- 「長岡市障害者自立支援協議会」を積極的に活用し、障害者基幹相談支援センターや相談支援体制の評価を行うことで相談対応の向上を図ります。
- 地域における身近な相談者である民生委員・児童委員をはじめとした地域機関との連携を深めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
相談サービスの充実	市	<p>障害者相談支援センターによる相談の充実</p> <p>障害者基幹相談支援センターによる人材育成・相談支援専門員等へのサポート</p> <p>「長岡市障害者自立支援協議会」の積極的な活用（相談支援体制の検討・評価）</p>
福祉窓口の充実	市	<p>手続・申請内容の拡充</p>

第5章 地域生活のための体制の充実

第2節 権利擁護の推進

◆現状と課題

- 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は、基本的人権の中でも最も大切なもののひとつです。
- 障害のある人が福祉サービスを利用するときは、利用者が自らサービスを自由に選択し事業者と契約します。判断能力が十分でない知的障害や精神障害のある人の自己決定権を尊重するとともに、法律上の権利や利益・財産を擁護・保全する制度として成年後見制度があります。

長岡市では、低所得及び親族がない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を支援するとともに、これらの中で必要な人に財政的な支援を行う「長岡市法定後見制度利用支援事業」を実施しています。

長岡市社会福祉協議会では、権利擁護の推進を図るため、総合窓口を開設し、成年後見制度に関する相談、普及、啓発及び法人後見を実施しています。成年後見制度を補完する制度として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

制度を利用する必要がある人に速やかに対応するため、関係者が連携して支援を行うことが必要です。

- 保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害がある人に対し、入居に必要な調整等の支援が求められており「住宅入居等支援事業」を平成20年度から障害者相談支援センターに委託して実施しています。
- 障害のある人が施設や病院から地域生活に円滑に移行ができるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を今後、より一層活用していくことが求められています。
- 障害者虐待防止のために養護者への支援や啓発活動、虐待通報への迅速な対応、虐待を受けた人を一時的に保護するための居室の常時確保が求められています。市民への啓発活動や障害者基幹相談支援センターの開設により相談・通報窓口が明確になったことで、通報件数は年々増加しています。虐待を受けた人の多様な特性や多岐にわたる虐待の種類に対応するには、緊急時の居宅確保も含めた支援体制の整備、障害者虐待への支援経験が少ない相談支援専門員等支援者の資質向上、関係機関とのネットワーク強化が必要です。

◆計画の方向

- 障害のある人の権利を確保するために成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、制度が活用されることにより、障害のある人が自己決定権を尊重され、適切なサービス利用ができる体制づくりに努めます。また、法人後見及び日常生活自立支援事業の実施主体となる社会福祉協議会を支援します。
- 障害のある人が安心して地域生活を送れるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を中心に、関係機関と連携して地域全体で支える仕組みづくりを進めます。
- 障害者虐待の防止に対する理解が深まるよう、市政だよりやパンフレットなどで啓発活動を行います。また、障害のある人に関わる支援者の資質向上を目的とした研修会、関係機関とのネットワーク強化を目的とした、長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議を実施します。さらに、虐待を受けた人を保護するための居室確保を含めた24時間の緊急支援体制を整備できるよう、「長岡市障害者自立支援協議会」や関係機関と調整をおこないます。

第5章 地域生活のための体制の充実

第3節 経済的な支援

◆現状と課題

- 生活に困窮する人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、経済的自立の支援や生活意欲の助長を図る必要があります。
- 生活保護世帯の多くは、障害や疾病等社会的ハンディキャップを持った世帯であり、その施策が大きな課題となっています。

◆計画の方向

- 障害により生活に困窮する人が健康で文化的な生活を営むため、訪問・相談体制を充実し、生活の実態を的確に把握することにより、世帯の実情に応じた保護を実施し、生活保護世帯の自立を支援します。
- 重度の障害のある人に対し、タクシー券の交付や交通費（ガソリン代）、人工透析のための通院費の助成を行うことにより、社会参加意欲の助長及び経済的負担の軽減を図ります。
- 障害のある人やその世帯の経済的な基盤の強化を図るため、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当、重度障害者医療費助成（県障医療）等医療費の助成、長岡市家族介護見舞金や障害者紙おむつ購入費助成、長岡市社会福祉協議会で実施する生活福祉資金の貸付け等、障害のある人に対するの援助制度の理解・周知に努めます。
- 障害のある人（要援護世帯）に対する冬期間施策として、除雪費助成事業の活用を図るとともに、地域ごとの除雪協力体制の整備に努めます。

第5章 地域生活のための体制の充実

第4節 地域福祉の推進

◆現状と課題

- 長岡市では、「長岡市福祉コミュニティ構想」を平成6年3月に策定し、地域における福祉コミュニティづくりを推進してきました。長岡市社会福祉協議会は、この構想において、地域福祉活動の中心的役割を担う組織として位置付けられています。

地域における住民参加型の活動を幅広く展開することにより障害のある人の地域生活を支援するため、長岡市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を推進します。
- 長岡市では、障害のある人やその家族等による多くの障害者団体が活動しています。障害者団体は、交流や社会参加、情報交換の場としてだけでなく、家族による相談活動を行っており、障害のある人や家族等にとってあらゆる面で非常に心強い存在といえます。会員の高齢化や新規会員の伸び悩みで会員数が減少している団体も見られますが、地域福祉の推進を図るうえで、障害者団体が担う社会的役割は重要です。
- 地域住民の相互扶助活動として、長岡市社会福祉協議会が推進役となり実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワーク事業」は年々利用者が増えてきており、利用ニーズに対応するため、ボランティアの拡大を図っていく必要があります。
- 自動車による送迎運転、相談等の生活面に密着したボランティアが求められています。ボランティア数及び団体数の減少傾向やボランティアの高齢化に伴い、より幅広い年齢層の協力を得ながら活動を展開していく必要があります。

◆計画の方向

- 障害者団体等が行う事業の実施や運営に必要な経費の一部助成等により活動を支援していきます。また、このような団体が実施している相談活動や障害者相談員による活動とも連携を図りながら、障害のある人が地域の中で安心して充実した生活を送ることができるように努めていきます。
- 地区福祉会・地区社会福祉協議会で実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワークづくり事業」の各種活動の充実に向け、長岡市社会福祉協議会と連携し、活動の普及促進を支援します。

事業名	事業主体	事業概要
地域福祉・在宅福祉サービス事業 (ボランティア銀行)	社会福祉協議会	サービスを必要とする人を「利用会員」、サービスを提供する人を「協力会員」として活動する住民相互の助け合いの事業
福祉送迎サービス事業	社会福祉協議会	単独での移動が困難な高齢者や障害のある人等を対象に、医療機関へ自家用車による通院送迎を行う事業
小地域ネットワーク事業	社会福祉協議会	おおむね 75 歳以上のひとり暮らし高齢者等で援助が必要と思われる人に対し、地域内の住民による定期的な訪問、声かけ等で見守りを行う事業

第5章 地域生活のための体制の充実

第5節 ボランティア活動等の推進

◆現状と課題

- ボランティア活動の輪の広がりや、障害のある人の自立や社会参加を促進する大きな推進力となっています。ボランティア活動は、「ともに生きる社会」を支える重要な柱であり、ふれあいやぬくもりに満ちた地域社会を築くうえで欠かせないものとなっています。
- 少子・高齢社会の到来により、福祉の問題は全ての人々にとって身近な事柄になっています。社会福祉の充実のためには、地域の人たちの「思いやり、助け合い」による相互扶助や地域福祉を支えるボランティア活動が重要です。
- 障害のある人に対するボランティア活動として、点訳、音声訳、手話、要約筆記等の幅広い分野でボランティアが活躍しています。
- NPO団体等の非営利活動を促進するため、平成24年4月のアオーレ長岡のオープンに合わせ「市民協働センター」を設置し、活動の場の提供や市民活動に対する助成を行い、市民活動団体等のサポートを強化しています。
- 平成28年度には、「社会福祉センタートモシア」を整備し、市民やボランティア団体の情報交換、交流、活動の場を提供するとともに、専門職員による総合相談体制を整えた新たなボランティアセンターを開設しました。長岡市社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティア活動に関する相談、情報提供などの支援を行うとともに、講座やセミナーなど人材育成の機会も提供しています。
- 今後は、ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できる体制づくりをさらに進める必要があります。

◆計画の方向

- 点訳、音声訳、手話、要約筆記等のボランティア団体が、障害のある人の自立や社会参加の促進のために活動できるよう支援します。
- ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等多くの分野に広がっていることから、ボランティアセンターにおいて、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報発信に取り組み、ボランティアのマッチングが円滑となるよう支援します。
- ボランティアセンターを中心として、ボランティアに携わる人材の育成や市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターをはじめ、関係団体との連携を強化し、ボランティア活動を推進します。
- また、地域福祉の向上のため、地域住民同士が相互に助け合うボランティア活動が重要であることから、長岡市社会福祉協議会やコミュニティ活動推進組織と十分に情報共有、連携を行い、地域住民が積極的にボランティア活動に参加できる体制の充実を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ボランティア大学 ・基礎講座 ・介護講座 ・傾聴講座 ・初心者講座	社会福祉協議会	ボランティア活動への意識啓発及び基礎的知識、技能の習得並びに、市民の意識高揚の推進
運転ボランティアの参加啓発活動	市 社会福祉協議会	福祉に貢献したい人たちに幅広い活動への意識醸成を図り、運転ボランティアにも目を向けてもらうための啓発を推進
ボランティアセンターの運営	市 社会福祉協議会	総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的に発信することで、ボランティアのマッチングを推進 ボランティアに関する教育・研修を実施し、ボランティアに携わる人材の育成や市民の意識醸成を推進

第5章 地域生活のための体制の充実

第6節 情報提供と意思疎通支援の推進

◆現状と課題

- 障害のある人が自ら有する能力を最大限に生かし、自立と社会参加をするためには、的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。
- 特に視聴覚障害のある人は、そのハンディキャップにより、情報収集やコミュニケーションの手段の確保が困難なため、点訳者や手話通訳者の確保が求められています。
- 聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施しています。
- 視覚障害のある人で点字を利用できる人は、全体の1割未満です。このため、音声による情報提供の充実が求められており、CDに収録した声の市政だより等による広報を行っているほか、提供された音声情報を再生する機器の普及を図っていくことも必要です。
- 市立南地域図書館には「ユニバーサル文庫」があります。声優による朗読や落語等の音声を収録したCD・カセットテープや字幕付き映画DVD等、障害のある人をはじめ障害のない人も含めて、全ての人々が平等に利用できるように貸出しを行っています。また、障害等により来館できない人には宅配による貸出サービスを行っています。今後は「ユニバーサル文庫」の資料を増やし、内容の充実を図ることが求められています。また、高齢者や障害のある人にとって読書の手助けとなる大型活字本や布絵本等の活用を促進する必要があります。
- わたしたちの暮らしや仕事を便利で効率的にするICT（情報通信技術）は、障害のある人にとっても自立や社会参加を可能とする非常に有効な手段です。

長岡市では、市のホームページについて、平成25年度にスマートフォン表示への対応及びトップページのリニューアル、平成26年度にホームページ全体のリニューアルを行い、利用者の誰もが見やすく、わかりやすく、情報を取得しやすくなるよう、継続的に内容の充実に努めています。今後も、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できるよう、Webサイトのウェブアクセシビリティの向上を図っていきます。

また、障害のある人は、障害の種類や程度によってパソコンの操作方法が異なるため、ICTの活用能力によって情報格差が生じないように、障害の状況に応じた人的支援が必要となっています。

さらに、ICTの利活用は、障害のある人の働く能力を引き出す力となることやホームページで障害のある人への理解を進めるなど、その大きな効果が期待されています。

- 視・聴覚に障害のある人向けの選挙に対する情報が少ないため、選挙権の行使が困難な状況が考えられます。

現在は、投票所入場券はがきに入場券である旨を示す点字シールの貼付、各投票所に点字による候補者一覧の配付、CDに収録した声の選挙のお知らせによる広報を行っていますが、政治や選挙をもっと身近なものにし、選挙に対する意識高揚を図るためにも、障害の特性に配慮した情報の提供を進める必要があります。

- 障害のある人や高齢者等に配慮した公共施設等が増えるなか、一体的にそれらのバリアフリー情報を提供することが求められています。新潟県では、にいがたバリアフリーガイドマップをホームページに掲載し、新潟県内の公共的施設のバリアフリー情報を提供しています。

◆計画の方向

- 聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施します。
- 手話奉仕員養成のための各種講座を行うことにより、手話による意思疎通ができる人を養成するとともに、意思疎通支援者の確保を図ります。
- 各支所の窓口と同様に各サービスセンターにおいても、インターネット回線等によるパソコン画面を通じて福祉窓口の手話通訳者と意思疎通ができるシステムの導入に努めます。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進に向けた情報を提供するため、「市政だより」や社会福祉協議会の広報誌等の有効活用に努めます。また、視覚障害のある人については、希望者に対し「声の市政だより」及び点字広報を送付します。
- 障害や高齢等により読書が困難な人への情報提供手段として、「ユニバーサル文庫」の活用を促進するとともに、大型活字本等の整備や利用の促進に努めます。
- ホームページは、読み上げソフトに対応する形式で情報を提供する等障害のある人にも正確に伝わるよう配慮するとともに、掲載する福祉情報を充実します。
- ICTの進歩や利用者のニーズを見極めながら、ホームページの機能やコンテンツの拡充、パソコンやスマートフォン等から申請できる行政手続を拡大するなど、ICTの活用により、障害のある人をはじめ、利用者の利便性向上に努めます。
- 市内のバリアフリー情報の提供を進めるため、新潟県に対し、より充実した情報提供を行い、にいがたバリアフリーガイドマップの有効活用につながるよう協力します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
意思疎通支援者の派遣	市	手話奉仕員の養成と手話・要約筆記通訳者等の派遣の実施
手話通訳者の福祉窓口への配置	市	市役所における手話通訳者の常時配置
声の広報等発行事業	市	市政だより等の文書の概要を録音し、視覚障害のある人（希望者）に提供
点字広報等発行事業	市	市が発送する通知文等を点訳し、視覚障害のある人（希望者）に提供

第6章 余暇活動の充実

第1節 スポーツ・レクリエーションの振興

◆現状と課題

- 2020年に東京パラリンピックが開催されることが決定し、障害者スポーツに対する理解や関心が一層高まることが期待されます。パラリンピック競技をはじめとしたスポーツ・レクリエーションを体験する場を設けるなどして、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図っていくとともに、競技としての障害者スポーツ活動の振興を図ることが重要です。
- 障害者スポーツ等の知識をより深めるとともに、地域コミュニティや福祉施設などでの普及を図るため「ハンディスポーツ・レクリエーション講習会」を開催します。また、障害の有無にかかわらず参加できる「ふれ愛スポーツのつどい」を開催し、障害のある人の社会参加促進と市民の障害理解につなげています。
- スポーツ・レクリエーション活動の普及のために貸出しを行っているフライングディスクやカローリング、ボッチャ等の障害者スポーツ用具について、イベントでの活用を図るとともに、地域や学校等の行事においても広く利用してもらうため、周知していく必要があります。

◆計画の方向

- 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進は、生きがいのある生活を営むうえで極めて重要です。
 - また、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるものであり、関係機関等との連携により、一層の充実・促進を目指します。
 - ア 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や社会参加の動機付けとして、関係機関と連携を図りながら、新潟県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。
 - イ 障害者スポーツの競技水準の向上を促進し、全国障害者スポーツ大会等に参加可能な全国レベルの選手の育成を図ります。
 - ウ 「ふれ愛スポーツのつどい」や「ながおかポニーカーニバル」、学校にポニーが出向いて行う「グラウンドポニースクール」等の開催により、スポーツ・レクリエーション活動を体験できる場を提供します。
 - エ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図るため、市民との協働により、長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会（仮称）の設立を検討します。
 - また、(公財)長岡市スポーツ協会、長岡市レクリエーション協会と連携を図りながら、障害者スポーツ指導員の養成に努めます。
- 障害のある人の体育施設への利用希望も強いことからスポーツ・レクリエーション施設の整備改修を促進します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ハンディスポーツ・レクリエーション講習会	市	障害者スポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため開催
ふれ愛スポーツのつどい	市	障害のある人の社会参加と、市民の障害への理解促進を図るため、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント「ふれ愛スポーツのつどい」を開催
障害児者のための水泳教室・ハンディテニススクール	市	障害のある人の身体機能の向上を図るため、水泳・テニスの教室を開催
ながおかポニーカーニバル	市	ポニーとのふれあいによる青少年の健全育成及び障害のある人となない人の交流の促進並びに乗馬による障害のある人の機能向上の機会の提供
グラウンドポニースクール	市	ポニーとのふれあいによる青少年の健全育成及び乗馬による障害のある人の機能向上の機会の提供
障害者スポーツ競技力向上事業	市	障害者スポーツの活性化と競技水準の向上のため、全国に通じる選手の育成
長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会（仮称）の設立	市	市民との協働による長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会設立の検討

第6章 余暇活動の充実

第2節 文化活動の推進

◆現状と課題

- 障害のある人の文化活動への参加機会の確保は、障害のある人の社会参加の促進において重要であるだけでなく、啓発広報活動としても意義のあるものです。これらの活動は、障害のある人の生活を豊かにするものであり、積極的な振興を図ることが求められています。
- 講演会、学習機会等においては、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員や保育ボランティアなどを適切に配置し、障害のある人が安心して参加できるものとしていく必要があります。
- 「ふれ愛コンサート」や「すこやか・ともしびまつり」は、障害のある人や高齢者の文化活動を披露する場として年々充実してきています。
- 「アール・ブリュット」の関心が全国的に高まりつつあり、東京パラリンピックが開催されることに合わせて、障害のある人が制作した作品に対する関心が一層高まることが期待されます。

◆計画の方向

- 引き続き「ふれ愛コンサート」、「すこやか・ともしびまつり」において、障害のある人や高齢者の趣味・創作活動の成果発表の場を設けます。
また、各事業の実施に際しては内容の充実を図るとともに、市民に広くPRしていきます。
- 障害のある人の社会参加や、障害への理解を深める機会とするため、アールブリュット作品の展示を行います。
- 生涯学習の取り組みにおいて、障害の有無にかかわらず、気軽に参加できるプログラムを積極的に取り入れるとともに、関係団体と連携しながら発表の場を提供する等障害のある人の文化活動の支援に努めます。
- 障害のある人の講演会、学習機会等への参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員の充実を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ふれ愛コンサート	市 社会福祉協議会	コンサートを通して、障害のある人とない人の「ふれあい」の場を提供し、障害のある人の音楽文化の向上と社会参加を実現

第7章 住みよい生活環境の整備

第1節 公共施設等の整備

◆現状と課題

- 一般の不特定多数の人が集う施設、建造物には、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議が必要です。この条例の趣旨に基づき、障害のある人や高齢者に限らず全ての利用者が安心して暮らせるまちづくりやバリアフリー対策が進んでいます。















障害のある人の社会生活を円滑にするためには、建築物だけでなく交通機関や道路等と一体的な整備を進めるとともに、公共機関、民間事業者、建築関係者等が連携してバリアフリー化を推進する必要があります。

- 身体障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）をどの施設でも同伴できるように理解を進めていく必要があります。
- 市有施設を多く利用してもらうことで障害のある人の社会参加を促進し、活動を支援するため、平成15年度から主な施設において障害のある人に対する入館料等の軽減措置を設けています。

主な市有施設等のバリアフリー整備状況

施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
シティホールプラザ「アオーレ長岡」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大手通庁舎 (フェニックス大手イースト5F一部～8F)		○	○	○		○		○	○				○	
さいわいプラザ	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○
市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
市立劇場	○	○	○	○				○	○	○	○			○
リックホール	○	○	○			○		○	○	○	○			
まちなかキャンパス長岡 (フェニックス大手イースト3F～5F一部)		○	○	○		○		○	○				○	○
社会福祉センター「トモシア」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
長岡駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○

【アイコン凡例】

① 	障害者用駐車場あり	⑥ 	触知案内板あり	⑪ 	車いす用公衆電話あり
② 	建物の入口が自動ドア	⑦ 	オストメイト対応トイレ ¹ あり	⑫ 	公衆FAXあり
③ 	建物の入口に段差なし又はスロープあり	⑧ 	障害者用エレベーターあり	⑬ 	車いすで利用可能なカウンター記載台あり
④ 	建物の入口まで誘導ブロックあり	⑨ 	車いす使用者用トイレあり	⑭ 	授乳室（授乳スペース）あり
⑤ 	誘導設備（音声誘導等）あり	⑩ 	車いす用観覧席あり		

¹ オストメイト対応トイレ：病気や障害等により人工肛門や人工ぼうこうとなった方でも、排泄の処理が簡単にできるように対応したトイレ。

その他の市有施設のバリアフリー整備状況

	バリアフリー整備状況
市役所分室、支所等	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとの状況に応じ整備を実施 各支所に障害者用駐車場を整備
公民館、コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用トイレ、駐車場の設置、段差解消等施設の状況に応じ整備を実施
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公民館・集会所改造費の一部補助を実施（トイレ改修、スロープ、手すり等の設置等）
各投票所	<ul style="list-style-type: none"> スロープ、車いす、車いす用投票記載台の設置 老眼鏡、拡大鏡（ルーペ）、点字器の設置
公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民防災公園ほか6か所にオストメイト対応障害者用トイレの設置 新設公園に、規模に応じて障害者用のトイレ・水飲み場・駐車場等を設置
学校、図書館、体育館・スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化のための整備を実施

◆計画の方向

- 市有施設については、優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組みます。
- アオーレ長岡ナカドマの大型ビジョンをはじめ公共施設では、市政情報等を発信するほか、災害発生時には情報を提供します。
- バリアフリー新法で示された移動等円滑化基準、新潟県福祉のまちづくり条例等の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にも働きかけを行います。
- 身体障害者補助犬の理解が広まり、補助犬と同伴する人がどの施設も利用できるよう、新潟県と連携しながら取組を進めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
市有施設の新設整備	市	建築設計基準に基づいた障害のある人や高齢者に配慮した市有施設の整備
既存市有施設の改善	市	優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組む
町内公民館の施設改造費の補助	市	町内会が障害のある人や高齢者の利用を考慮して行う既存の公民館、集会所の機能・設備の改造に要する経費の一部補助
公園の新設整備 既存公園の改善	市	障害のある人の利用に配慮した公園の新設整備 障害のある人への配慮が不十分な既存公園を更新計画時に併せて改善

第7章 住みよい生活環境の整備

第2節 住宅環境の整備

◆現状と課題

- 障害のある人や高齢者が居宅において安全・安心な生活が送れるように、段差の解消、浴室の改造、昇降機の設置等それぞれの生活に配慮した住宅の整備を進める必要があります。長岡市においては、そのための施策として住宅改造を希望する世帯に対し、住宅改造費の補助を実施しています。
- 障害のある人の在宅生活を支援するため、バリアフリー住宅改修の融資や多世代が入居する住宅への融資により、専用居室だけでなく住宅のバリアフリー化が大きく進んでいます。バリアフリー住宅改修の融資は、障害のある人の在宅支援を進めていくうえで重要な施策であり、今後とも利用促進を図ることが課題になっています。

[住宅改造費補助状況]

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	3	7	6	1	1

◆計画の方向

- 住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住宅改造費補助により障害に適応した居住環境の整備を促進します。
- 住宅建設資金融資制度については、今後も障害のある人の在宅生活における安全かつ快適な日常生活を支援する制度として多くの人から利用していただくよう広く周知を図りながら利用促進に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
住宅改造費の補助	市	個々の障害に対応した住宅の改造費補助

第7章 住みよい生活環境の整備

第3節 公共交通対策の推進

◆現状と課題

- 障害のある人の社会参加機会の増大や行動範囲の拡大に伴い、障害のある人の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが重要です。また、障害の有無にかかわらず移動の手段が確保されることも大切です。
- 長岡市では、平成14年度に交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用して中心市街地を訪れる高齢者や身体障害のある人の移動の円滑化を総合的に推進するため、目標年次を平成22年度とする「長岡市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。
これに基づき、JR東日本は、長岡駅に障害者対応エレベーターや多機能トイレ等を設置したほか、わかりやすい施設配置や案内表示を整備しました。
また、県・市が進めている長岡駅周辺の主要施設までの経路のバリアフリー化や、バス会社が進めている車いす対応のノンステップバス等の導入について、関係機関と調整し、計画に基づき実施しました。今後は、全市的にバリアフリー化の促進に取り組む必要があります。
- 道路は、都市の基幹施設として、多くの機能を受け持っています。中でも、全ての市民に「安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能」を提供することは、福祉のまちづくりの重要な課題となっています。
- 道路整備については、障害のある人や高齢者等の歩行者の視点にたって、歩車道の分離、路面の平坦性、有効幅員の確保等誰もが安心して通行できる歩道の見直しや改良等を進めることが緊急の課題となっています。そのなかで特に中心市街地は、公共施設や商業施設が集積し、歩行者が多いため、優先的にバリアフリー歩行者空間のネットワーク化を早急に図りました。
- 単独での公共交通機関の利用が難しい障害のある人や高齢者に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっています。
市では、平成18年10月施行の改正道路運送法で自家用自動車による有償旅客運送制度が創設されたことに伴い、安全・安心な運行を確保するため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」を設置し、現在、市内では2つのNPO法人が活動を行っており、サービスの拡充が今後の課題となっています。
- 在宅の障害のある人で、移動が困難な人の社会参加を促進していく必要があります。また、人工透析を受ける人のうち公共交通機関の利用が困難な人などについては、通院に係る負担の軽減を図る必要があります。

[歩道改良の現状（25年度末現在）]

バリアフリー化した歩道の延長（長岡駅周辺地区）

整備目標延長	整備済延長	未整備延長	整備率
8.6km	8.5km	0.1km	99%

※市有施設前の歩道0.1kmが未整備であるが、施設の移転が予定されているため実施しない。

[リフト付福祉バス「ほほえみ号」の利用状況]

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利用者数	2,744	2,492	2,553	2,633	2,290
うち車椅子利用者	371	310	307	303	293

[ノンステップバス等低床式バスの導入状況（越後交通運行路線）]

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
台数	50	52	54	55	62	69

◆計画の方向

- 駅やバス待合所などの環境整備、バス寄せスペース整備などを促進し、交通施設の利便性・快適性及び安全性の向上に努めます。
- バリアフリー新法に基づき、移動等の円滑化が図られたバス・タクシー車両の導入がさらに促進されるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、関係機関と調整を図っていきます。
- 歩道の整備は、交通バリアフリー法の施行に伴う「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に則り、高齢者や車いす利用者、視覚障害者等の通行に配慮した歩道の構造や乗入れ部の段差の解消、車いすが通行可能な勾配、幅員の確保等を図ります。
- 電線類の地中化や駐輪場等の整備を進めることにより、電柱や放置自転車等の歩道上の障害物を除去して、歩行者空間の確保を図ります。
- 自家用自動車による有償旅客運送制度の適正な運用のため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」において、各種方策の協議を進めるとともに、NPO法人等に対してきめ細かい相談や必要な指導・助言を行います。

また、長岡市社会福祉協議会が推進する福祉送迎サービスとも連携し、市全体のサービス充実に努めます。

- リフト付福祉バス「ほほえみ号」を効果的に運行し、各種行事への参加など移動支援を行います。また、人工透析患者の通院支援事業である「福祉デマンドタクシー」の運行に対する支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
バス停上屋の整備	市 民間	公共公益施設等の周辺や乗り継ぎ拠点などの利用者の多いバス停の上屋整備 バス停の快適性、安全性を向上させるための上屋等の整備促進
循環バスの運行	市 民間	利用者の多い公共施設等と駅を結ぶ循環バスの運行
バス車両の改善	市 民間	障害のある人、高齢者等が利用しやすいバス車両の導入促進
歩行者優先道路の整備	市 民間	障害のある人、高齢者等にやさしい道路として、車の進入を規制し、カラー舗装やベンチ、植栽等を整備した歩行者優先道路の整備
バリアフリー化した歩道整備	市	障害のある人、高齢者等歩行者の安全確保を図るためのネットワーク化した歩道整備

第7章 住みよい生活環境の整備

第4節 防災・防犯対策の推進

◆現状と課題

- 災害・緊急時には、7・13水害、中越大震災及び中越沖地震の経験、そして災害対策基本法や「長岡市地域防災計画」を踏まえ、災害時に手助けが必要な避難行動要支援者（障害のある人や高齢者。平成25年6月以前の「災害時要援護者」をいう。）の安全確保を図ることが重要です。
- 避難行動要支援者を災害から守るためには、プライバシーに配慮しながらその実態の把握に努め、地域住民の協力による情報伝達、安否確認と避難支援体制を確立することが必要です。
- 災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮することから、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とした自主防災会の組織結成や育成を推進する必要があります。
また、障害のある人と行政機関、消防機関、自主防災組織や中越市民防災安全士等とが連携した防災ネットワークを構築する必要があります。
- 避難行動要支援者が一般の避難所で生活することについては困難な点が多いことから、市では、福祉避難所・福祉避難室を指定しているほか、社会福祉施設等と「避難行動要支援者の緊急時の受入れに関する協力協定」を締結していますが、今後も一層の充実を図っていく必要があります。
- 平常時からの防災情報の提供、大規模災害時の情報交換・情報提供を平成14年度から「ながおか防災ホームページ」で行うとともに、平成24年度からtwitter、平成27年度からはfacebookでも行っています。今後も防災情報の周知・提供に努め、防災対策の推進を図っていく必要があります。
- 地震による被害を最小限にするために、住宅や公共施設等の耐震化を促進する必要があります。
- 近年、新たな手口による振り込め詐欺や悪質商法が発生するなど、地域の安全・安心を確保するための総合的な施策が求められています。
- 障害のある人を犯罪から守るため、地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の向上を図る必要があります。

[自主防災会の結成及び活動状況]

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自主防災会結成率(%)	90.5	91.6	92.0	92.6	91.9
活動実施率(%)	77.9	80.4	78.0	82.1	82.0

[中越市民防災安全士の人数（累計）]

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
安全士の人数	335	386	433	494	541

◆計画の方向

- 平成19年6月に策定された「長岡市災害時避難支援プラン」に基づき、行政、町内会、自主防災会、福祉関係者（地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会等）等が避難行動要支援者情報を共有し、地域と協働し、個々の避難行動要支援者への避難情報の伝達や安否確認等避難支援体制を整えます。
- 「市民防災のしおり」、「自主防災会結成と活動の手引き」や「洪水ハザードマップ」等を活用しながら、いざというときに市民が助け合える地域コミュニティのつながりを活かした市民と行政の協働による地域防災力の強化に努めます。
- 自主防災会の結成や育成を支援するとともに、活動の指導、助言、支援を積極的に行います。
- 市や地域の防災力向上のため、地域の特性を活かした取組を行う自主防災会等が実施する防災訓練では、地域コミュニティのつながりを生かした避難行動要支援者の避難訓練を実施します。
- 住民相互の助け合い、支え合いを目的とした長岡市社会福祉協議会で実施している小地域ネットワークづくりを生かし、避難行動要支援者の実態把握に努めるとともに、日常的な声かけ運動を推進します。
- 地域の防災リーダー養成を目的に開校した「中越市民防災安全大学」の受講を促進するとともに、中越市民防災安全大学の卒業生で組織する、中越市民防災安全士会が行う地域防災活動を支援し、地域防災力の意識向上を図ります。
- 災害時にボランティアによる災害救援活動が行われるよう、関係分野の協力を得ながら、災害ボランティアの育成に努めます。
- ながおか防災ホームページ、twitter、facebook、ラジオ（緊急告知FMラジオ含む）、緊急速報メール（エリアメール）、NPO法人のメール配信等の登録型メールを活用し、防災情報の提供や周知に努めます。
- 安全に配慮した木造住宅耐震診断費・耐震改修工事費の助成や耐震改修融資制度の普及に努めます。
- 地域住民や警察と連携し、官民一体となった「安全で安心なまちづくり」を推進します。
- 各地域の「防犯協会」を支援し、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウなど安全確保に必要な情報の提供に努めます。
- 災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者や、障害のある人等を受け入れるために、福祉避難所・福祉避難室の運営や社会福祉施設等との協定に基づく緊急受け入れなどによる支援を実施します。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
避難支援プランの推進	市	避難行動要支援者避難支援プランに基づく個々の避難行動要支援者に対する具体的な支援体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区福社会等地域の関係機関等との情報の共有
緊急告知FMラジオの配備	市	緊急時には自動的に電源が入り、避難情報等を伝達できる緊急告知FMラジオを町内会、民生委員・児童委員、福祉施設、避難行動要支援者等へ配備
地域防災力の強化推進	市	「市民防災のしおり」、「洪水ハザードマップ」等の配布「自主防災会結成と活動の手引き」の配布や中越市民防災安全士の養成等による地域防災力強化の推進
中越市民防災安全大学	民間	地域の防災リーダーの養成と防災安全知識の修得を目的とした講座の実施
高機能消防指令センターの充実	市	一般電話により高齢者、障害のある人等からの119番の通報場所が即時に判明でき、最も近い消防部隊を自動的に編成し、出動させるとともに、現場の地図及び避難行動要支援者の情報を把握
木造住宅耐震診断費助成	市	木造住宅に対する耐震診断費の助成
木造住宅耐震改修費助成	市	木造住宅の耐震改修工事費の助成
木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成	市	木造住宅の耐震改修設計及び工事監理費の助成
耐震住宅改修融資	市	耐震改修を必要とする住宅に融資の実施

第8章 障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

この章では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定する障害福祉計画について、国が示す基本指針に基づき、第5期計画として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

- 平成32年度を目標年度とした数値目標
- 計画期間中の各年度（平成30年度から平成32年度まで）におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策

なお、第5期計画期間中（平成30年度から平成32年度まで）に、関係する法の改正等があった場合には、本計画の見直しを行います。

1 平成 32 年度における目標値

国の基本指針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」について、平成 32 年度における数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人のうち、地域生活に移行することを希望する人が地域で安心して生活できるように、関係機関の連携により総合的な支援ができる体制づくりを行い、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進します。

第 4 期計画では、平成 26 年 3 月の入所者数（326 人）を基準に、平成 29 年度末までに、4%（14 人）の入所者数の減少と、12%（40 人）の地域生活への移行を目標として設定しました。

第 5 期計画では、平成 28 年度末の入所者数（320 人）を基準に、平成 32 年度末までに、42%（7 人）の入所者数の減少と、9%（29 人）の地域生活への移行を目標として設定します。

【第 4 期計画までの実績】

◆ 施設入所者数

項目	25 年度 基準 (26 年 3 月)	27 年度 実績 (28 年 3 月)	28 年度 実績 (29 年 3 月)	29 年度 見込 (30 年 3 月)	29 年度 目標値 (30 年 3 月)
入所者数 (B)	326 人(A)	318 人	320 人	322 人	312 人
年間減少人数 (C)	—	8 人	△2 人	△2 人	—
累計減少人数 (D)=(A)−(B)	—	8 人	6 人	4 人	14 人
(D/A%減)	—	(2.4%)	(1.8%)	(1.2%)	(4.2%)
進捗状況	—	57.1%	42.8%	28.5%	—

◆ 地域生活移行者数

項目	25年度 基準 (26年3月)	27年度 実績 (28年3月)	28年度 実績 (29年3月)	29年度 見込 (30年3月)	29年度 目標値 (30年3月)
入所者数 (B)	326人(A)	318人	320人	322人	312人
年間移行者数	—	4人	4人	2人	—
累計移行者数 (累計移行者数/A%)	— —	4人 (1.2%)	8人 (2.4%)	10人 (3.0%)	40人 (12.2%)
進捗状況	—	10.0%	20.0%	25.0%	—

【現状と課題】

施設入所者については、障害のある人やその家族の高齢化や障害の重度化により、施設入所者数が増加しており、目標値を達成できていません。

また、地域生活移行者数についても、グループホームの新規開設による累計移行者数が緩やかに増加しているものの、目標値を達成できていません。

障害者生活実態調査において、施設入所者の地域生活への移行を希望する割合は14.8%で前回調査よりも増加しており、今後も、グループホーム等の新規開設、地域移行・地域定着支援の促進だけでなく、施設入所者やその家族および施設職員の地域移行への理解を促進することや、成年後見制度の普及・啓発を図るなど、施設入所者の地域生活への移行を推進するための取組みが必要です。

【第5期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	320人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度の入所者数 (B)	313人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者減少見込数 (C=A-B) 削減率(C/A%)	7人 (2.1%)	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率(D/A%)	29人 (9.0%)	入所施設からGH等への移行者数

【目標達成のための基本的方向】

- 地域移行・地域定着支援、自立生活援助のサービス利用を促進するために、制度の周知を行うとともに、入所施設および関係機関との連携強化を図ります。

- 地域移行への理解を促進するために、入所者やその家族向けのパンフレットの作成や支援者向け研修会の開催などの取組みを推進します。

地域で安心して生活できるように、関係機関が連携して居住支援や地域支援など総合的支援ができる体制づくりを推進します。

- 地域での居住の場として、グループホーム等の整備を継続するとともに、24時間体制でグループホーム等を支援する体制整備に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人はもちろん、どのような障害のある人にも、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

そのためにも、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が地域で安心して生活できるようにするために、居住支援や地域支援などの総合的な支援をすることが必要です。

障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親なき後の支援を見据え、地域の関係機関の連携のもとで、地域全体で支える体制づくりを推進します。

※ 「地域生活支援拠点」とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で安心して生活できるように、必要な機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の地域生活を地域全体で支える体制づくりを推進することです。

【現状と課題】

障害者の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進み、多様化・複雑化するニーズに対応し、障害のある人が安心して地域で生活するためには、今後どのような支援体制や社会資源等の再整備が必要なのか、地域分析や地域ニーズをしっかりとらえ、整備方針を明確にすることが重要です。

【整備目標】

長岡市は、社会資源が多くあり、法人間連携をはじめとする社会資源の強化・見直し・再整備が必要です。今後の長岡市全体の相談支援体制の再編に合わせて、相談支援事業所が中核となり、地域の関係機関の連携を強化し、障害のある人の地域生活を、地域全体で支える体制づくりを推進します。

【目標達成のための基本的方向】

- 地域の特性や課題を分析するとともに、地域に必要な社会資源や機能強化等の地域ニーズの検証を、当事者および家族、当事者団体、関係機関を対象に行います。
- 地域に必要なとされる社会資源や機能強化を集約して、法人間連携をはじめとする既存の社会資源の強化・見直し・再整備を行い、地域全体で支える体制づくりを推進します。
- 体制整備の完了後も、障害者自立支援協議会において、体制や機能について定期的に確認を行い、必要により機能の充実・発展を図ります。（PDCAサイクル）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人が地域で生活し、その生活の質の向上を図るため、就労する機会を拡大するとともに、安心して就労を継続できるような支援体制が必要です。

就労移行支援事業により、障害のある人の就労意欲や個々の能力を高める訓練を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、新規サービスである就労定着支援により、職場定着に必要な生活面における課題対応を行い、職場定着率の確保を目指します。

ア 福祉施設から一般就労への移行

第4期計画では、福祉施設からの一般就労者数が平成24年度実績（26人）を基準に、平成29年度までに、これを41.5倍以上とすることを目標としていました。

第5期計画では、福祉施設からの一般就労者数が平成28年度実績（27人）を基準に、平成32年度までに、これを1.5倍以上とすることを目標として設定します。

【第4期計画までの実績】

項目	24年度 基準	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込	29年度 目標値
一般就労移行者数	26人	27人 (1.04倍)	27人 (1.04倍)	28人 (1.08倍)	39人 (1.50倍)
進捗状況	—	69.2%	69.2%	71.8%	—

【現状と課題】

障害者生活実態調査において、就労していない人の一般就労を希望する割合は21.2%で前回調査よりも増加していますが、一般就労移行者数については、横ばいで伸び悩んでおり、目標値を達成できていません。

これについては社会情勢等、様々な要因が考えられるため、利用者側や雇用者側等多角的な視点からの分析が必要です。

【第5期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成28年度年間一般就労移行者数	27人	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	41人 (1.5倍)	平成32年度において施設を退所し、一般就労する者の数

【目標達成のための基本的方向】

- 福祉施設からの一般就労者を増加させるため、就労支援を行う事業所と一般企業や労働関係機関との連携強化を図っていきます。
- 障害のある人の個々の能力と、企業が求めている人材像をマッチングできるような企業と就労支援事業所との接点づくりを行います。
- 企業が求める人材像を幅広く理解して、障害のある人の個々の能力に合わせた就労支援や定着支援ができるように、就労支援事業所の職員のスキルアップを図ります。
- 障害のある人が職業体験する場の確保に努め、長岡市役所においても、職場実習事業を継続して行います。
- 実習受け入れ先企業の拡大のため、ジョブサポーターの派遣を行い、企業側の負担軽減を図ります。

イ 就労移行支援事業の利用者数

第4期計画では、平成29年度末における就労移行支援事業を利用する者が、平成24年度末の数値（113人）の15%以上増加することを目標として設定していました。

第5期計画では、平成32年度末における就労移行支援事業を利用する者が、平成28年度末の数値（92人）の20%以上増加することを目標として設定します。

【第4期計画の実績】

項目	24年度 基準	27年度 実績	28年度 実績	29年度 見込	29年度 目標値
就労移行支援事業利用者数	113	90	92	98	130

【現状と課題】

就労移行支援の利用者数は伸び悩み、目標値を達成できていません。

多機能型事業所では、就労継続支援B型利用者の増加に伴い、就労移行支援の定員は減少傾向にあります。就労移行支援の利用者増加に向けた取組が必要です。

【第5期計画の数値目標】

項目	数 値	考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業の 利用者数	92 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を 利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援事業の利用者数	111 人 (120.6%)	平成 32 年度末において就労移行支援事業を 利用する者の数

【目標達成のための基本的方向】

- 特別支援学校の卒業生だけに限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒などの卒業後のサービス利用を促進するため、制度の周知および普通学校との連携体制の強化を行っていきます。
- 新規就労移行支援事業所の開設を推進します。

ウ 就労移行率 3 割以上の事業所の割合

第 4 期計画では、福祉施設利用者からの一般就労者数を増加させるため、新たに就労移行支援事業所の就労移行率について、数値目標を設定することになりました。

長岡市においては、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 4 割以上とすることを目標として設定しました。

第5期計画では、引き続き平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 4 割以上とすることを目標として設定します。

【第 4 期計画の実績】

項目	27 年度 実 績	28 年度 実 績	29 年度 見 込	29 年度 目標値
就労移行支援事業所の数 (A)	14	15	13	18
年間の就労移行率 3 割以上の 事業所の数 (B)	1	4	5	8
年間の就労移行率 3 割以上の 事業所の割合 (B/A%)	7.1%	26.7%	38.5%	44.4%

【現状と課題】

就労移行率 3 割以上の事業所については、目標値を達成できていませんが、就労移行率 3 割を達成している事業所はすでに数箇所あります。目標値達成に向けて、さらに就労移行率を向上させていくための取組が必要です。

【第5期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成32年度末の就労移行支援事業所の数(A)	15か所	平成32年度末において就労移行支援事業所の数
平成32年度末の就労移行率3割以上の事業所の数(B)	6か所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合(B/A) (A) / (B)	40%	平成32年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

【目標達成のための基本的方向】

- 障害のある人の個々の能力に合わせた就労支援や定着支援ができるように、就労支援事業所の職員のスキルアップのための研修会等の取組みを行います。
- 就労支援事業所の数値目標への理解促進を図るとともに、年度ごとに就労移行率の実績をもとに、各事業所での評価や改善等の取組みを促進します。

エ 就労定着支援利用による職場定着率

第5期計画では、福祉施設からの一般就労者の職場定着を安定させるため、新たに就労定着支援の利用者の職場定着率について、数値目標を設定することになりました。

長岡市においては、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標として設定します。

【第5期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成29年度の就労定着支援利用者数	人	平成29年度において就労定着支援を利用する者の数
【目標値】 就労定着支援利用者の1年後の職場定着率	人 (80%)	就労定着支援を利用してから1年後に継続して就労している者の数

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

平成 32 年度の数値目標を達成するため、第 4 期計画の進捗状況を勘案し、平成 30 年度から平成 32 年度の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

※ なお、「第 3 期計画から第 4 期計画の取組状況」における平成 29 年度の実績は、現段階での見込みとなります。

○ サービス見込量について

- 各サービスの見込量については、次ページ以降に、サービスごとに記載してあります。

○ サービス見込量の単位について

- 「障害福祉サービス」については、原則 1 か月あたりの延べ量及び実利用人数を見込みます。

※ 単位が、「時間分」「人日分」の場合は、1 か月あたりの延べ量です。

単位が、「人分」の場合は、実人数です。

「人日分」は、「月間の利用人数×1 人 1 か月あたりの平均利用日数」です。

(1) 訪問系サービス

○ サービス内容

ヘルパーが家庭を訪問し、自宅での生活全般における介護等を行ったり、外出時における支援を行います。

【居宅介護】

入浴や排泄^{はいせつ}、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、掃除等の家事援助等を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があり常時介護の必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的に行います。

各回のサービス提供時間が長時間になるものを想定しています。

居宅介護と同時に支給決定を受けることは原則できません。

【同行援護】

視覚障害があり移動に著しい困難を有する人及び子どもに、外出時に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護と必要な援助を行います。

【行動援護】

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人及び子どもに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で意思疎通を図ることが著しく困難な人及び子どもに、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況
 (1か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	見込量	時間分	3,745	4,024	4,303	4,158	4,368	4,578
	実 績	時間分	3,538	3,735	3,670	3,876	3,812	4,194
		人 分	160	176	177	198	219	233
重度訪問介護	見込量	時間分	573	573	573	150	150	150
	実 績	時間分	60	60	60	70	70	70
		人 分	1	1	1	1	1	1
同行援護	見込量	時間分	183	366	549	424	540	640
	実 績	時間分	152	181	206	271	250	422
		人 分	4	8	9	11	12	22
行動援護	見込量	時間分	18	24	24	22	32	43
	実 績	時間分	14	8	0	0	11	80
		人 分	1	1	0	0	2	4
重度障害者 等包括支援	見込量	時間分	100	100	100	100	100	100
	実 績	時間分	0	0	0	0	0	0
		人 分	0	0	0	0	0	0

○ 現状と課題

居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、見込みを下回りました。

また、今後は同行援護は実施事業所の増加により、利用者が増える見込みです。

重度障害者等包括支援については、実施事業所がないため、利用実績はありませんでした。

多様なニーズに対応するため、視覚障害や重度の身体障害、強度行動障害等の障害特性に対応し、専門性のある人材の確保が必要です。

○ サービス見込量

(1か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス	単 位	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間分	4,446	4,698	4,950
	人 分	247	261	275
重度訪問介護	時間分	150	150	150
	人 分	3	3	3
同行援護	時間分	759	805	851
	人 分	33	35	37
行動援護	時間分	80	80	80
	人 分	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間分	100	100	100
	人 分	1	1	1

○ 見込量確保のための方策

視覚障害や重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

また、必要なサービスが適切に利用できるようにするために、相談支援事業所との連携強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

通所・入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

ア 生活介護

○ サービス内容

常時介護を必要とする人に、主に日中において、障害者支援施設等で行われる介護サービスや創作的活動または生産活動の機会の提供、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助等を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数	見込量	人日分	13,670	13,721	13,750	10,900	11,000	11,100
	実 績	人日分	10,020	10,005	11,072	11,297	11,156	11,180
		人 分	531	535	564	559	569	578

○ 現状と課題

障害状況の変化により、就労継続支援B型等から生活介護にサービス変更する人や、生徒数が年々増加している特別支援学校の卒業生の利用により、見込量に対し実績は上回りました。

今後も上記の理由に加え、福祉型障害児入所施設利用者の18歳到達等により、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数		人日分	11,200	11,305	11,448
		人 分	598	603	610

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害や強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努め、サービス利用を促進します。

イ 自立訓練（機能訓練）

○ サービス内容

地域生活を営むうえで、身体機能向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人が、障害者支援施設等に通い、一定期間の支援計画に基づき、身体機能・生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション等を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	人日分	271	305	339	120	120	120
	実 績	人日分	91	101	148	118	195	160
		人 分	5	7	8	6	10	8

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて、自立訓練（機能訓練）と施設入所支援を同時に利用するケース等で、利用量・利用人数も増加し、見込量に対し実績も上回っています。

今後も障害者支援施設や病院等から地域移行するために、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		人日分	168	189	210
		人 分	8	9	10

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

○ サービス内容

地域生活を営むうえで、生活能力向上等のため、一定の支援が必要な知的障害または精神障害のある人が、障害者支援施設等に通り、一定期間の支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	人日分	880	1,056	1,078	634	684	720
	実 績	人日分	581	538	665	729	696	700
		人 分	32	28	34	35	33	35

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて、自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練を利用するケースや、生徒数が年々増加している高等総合支援学校の卒業生の利用により、利用量・利用人数も増加し、見込量に対し実績も上回っています。また、平成29年度から新たな事業所が開設されたのも、利用量・利用人数が増加した要因の1つとなっています。

今後も障害者支援施設や病院等から地域移行するための経過的サービスの位置づけで、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		人日分	700	700	700
		人 分	35	35	35

○ 見込量確保のための方策

制度周知の徹底や、障害者支援施設や病院等から地域移行するためのサービス利用を推進するため、関係機関等と連携を図っていきます。

エ 宿泊型自立訓練

○ サービス内容

知的障害または精神障害のある人に、居室やその他生活に必要な設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数	見込量	人日分	580	725	870	522	580	638
	実 績	人日分	502	413	351	397	436	450
		人 分	19	14	14	14	16	16

○ 現状と課題

病院等に入院している人が地域移行に向けて訓練を行うケースや、家族等の支援を受けて在宅生活している人が、自立した生活を目指すケースなどで利用されています。一方、宿泊型自立訓練を利用中に、障害状況が悪化し再入院となるケースや、宿泊型自立訓練の利用を検討していたが、障害状況が不安定なため、サービス利用に繋がらないケースなどもあります。その結果、

今後について、宿泊型自立訓練の利用が必要な人が、安定して利用できるよう、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数		人日分	504	504	504
		人 分	18	18	18

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設や病院等から地域移行を目指すケースで、宿泊型自立訓練の利用が必要な人が安定して利用できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

オ 就労移行支援

○ サービス内容

就労を希望する65歳未満の人で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	人日分	3,190	3,278	3,300	2,460	2,520	2,600
	実 績	人日分	2,076	2,182	2,086	1,937	1,890	1,960
		人 分	111	113	101	90	92	98

○ 現状と課題

就労移行支援は有期限のサービスであり、期間中に一般就労ができるよう訓練などを行うものですが、一般就労できず、就労継続支援B型へ移行する人が多くなっています。そのため、就労移行支援の利用者が年々減少しており、見込量に対しても実績は下回っている状態です。

今後は、就労移行支援の利用者を一般就労に繋げる取り組み等を行い、就労移行支援の利用者を増やしていく必要があります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		人日分	2,080	2,160	2,220
		人 分	104	108	111

○ 見込量確保のための方策

就労移行支援の利用者を、一般就労に繋げる取り組み等を行い、サービス利用を推進するため、企業、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携を図っていきます。

また、特別支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒などの卒業後のサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図っていきます。

カ 就労継続支援（A型）

○ サービス内容

企業等に就労することが困難な65歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づく就労の場を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	人日分	330	748	1,276	420	420	420
	実 績	人日分	241	313	442	543	973	1,100
		人 分	12	15	21	26	45	50

○ 現状と課題

平成28年度から、新たな事業所が2つ開設されたため、利用量・利用者数は著しく増加しており、見込量に対して実績も大きく上回りました。今後も、生徒数が年々増加している特別支援学校の卒業生等のサービス利用が見込まれます。

また就労継続支援A型は、雇用契約等に基づき、原則最低賃金を支払うため、賃金に見合った作業等が求められる一方、障害特性に考慮した配慮や、一般就労に向けた学習の提供等も行ふ必要があり、事業を運営する難しさも課題となっています。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		人日分	1,320	1,540	1,760
		人 分	60	70	80

○ 見込量確保のための方策

事業運営の課題解決等によるサービス利用を推進するため、長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関と連携を図っていきます。

また、特別支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒などの卒業後のサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図っていきます。

キ 就労継続支援（B型）

○ サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていたが年齢や心身の状態等により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	人日分	10,494	10,956	11,418	11,550	11,970	12,390
	実 績	人日分	8,806	9,595	10,917	11,675	11,975	12,217
		人 分	466	523	541	584	608	643

○ 現状と課題

利用者ニーズにより、新たな事業所が平成27年度に1つ、平成28年度に1つ開設されたことや、就労移行支援の利用期間終了による就労継続支援B型への移行などで、利用量・利用人数は増加し、見込量に対し実績は上回りました。

今後も、一般就労が困難な人へ日中活動場所を提供することや、就労移行支援の利用期間内に一般就労できなかった人への就労訓練などでのサービス利用が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		人日分	12,407	12,787	13,167
		人 分	653	673	693

○ 見込量確保のための方策

利用希望者の目的に沿ったサービス利用を推進するために関係機関と連携を図っていきます。

ク 就労定着支援

○ サービス内容

福祉施設からの一般就労者について、就労に伴う生活面での課題等の相談を受けるとともに、その課題解決に向け必要となる企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等を行い、障害のある人の職場定着を一定期間、支援するもの。(平成 30 年度新設)

○ 現状と課題

一般就労へ移行する障害のある人のなかには、就労に伴う生活面での課題が解決できずに離職する人も少なくありません。

障害のある人が職場定着するために、就労に伴う生活面での課題等の相談を受けたり、その課題解決に向け企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等を行う必要があります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

就労定着支援	30 年度	31 年度	32 年度
利用人数	30	50	70

○ 見込量確保のための方策

必要なサービスの確保が図られるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

ケ 療養介護

○ サービス内容

重症心身障害者等に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話等を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1 か月あたりの実利用人数)

(単位：人分)

療養介護		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数	見込量	72	73	74	73	74	75
	実績	70	69	73	76	77	77

○ 現状と課題

病院に入院している人や、障害状況が悪化した障害者支援施設入所者が療養介護へ移行するケースなどで、利用量・利用人数は増加しています。

今後も、障害児施設利用者の 18 歳到達等による、利用量・利用人数の増加も見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの実利用人数)

(単位：人分)

療養介護	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	78	79	80

○ 見込量確保のための方策

サービス利用を推進するために関係機関と連携を図っていきます。

コ 短期入所（ショートステイ）

○ サービス内容

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、施設等に短期間入所させることで、入浴、排泄、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、重症心身障害児・者等を対象に、病院、診療所、介護老人保護施設において実施する「医療型」があります。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

短期入所	単 位		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
利用 件数	見 込 量	人日分	福祉型			460	460	460	
			医療型			150	150	150	
			合 計	573	589	605	610	610	610
		実 績	人日分	福祉型			442	414	480
				医療型			214	104	210
				合 計	673	567	529	656	592
	人 分	福祉型			100	104	110		
		医療型			26	25	30		
		合 計	68	82	97	126	129	140	

○ 現状と課題

利用量・利用者数は増加の傾向にあり、見込量に対し実績は上回っていますが、利用者一人あたりの利用日数は減少傾向にあります。

特に、サービスが利用できない場合の主な理由に、障害特性に対応した支援体制が整っていないことが挙げられるため、それらに対応した提供体制の整備を検討する必要があります。

また、緊急時に利用するために支給決定を受けている人が多いことから、突発的な利用希望にも対応できる体制の強化が必要です。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

短期入所	単位		30年度	31年度	32年度
利用件数	人日分	福祉型	532	682	848
		医療型	248	264	280
		合 計	780	946	1,128
	人 分	福祉型	125	139	153
		医療型	31	33	35
		合 計	156	172	188

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の
人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

また、突発的な利用希望にも対応できるよう、関係事業所と協力していきます。

(3) 居住系サービス

入所施設や共同生活を営む住居等で住まいの場におけるサービスを行います。

ア 自立生活援助

○ サービス内容

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等が、一人暮らしへ移行する場合に一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。（平成 30 年度新設）

○ 現状と課題

障害のある人のなかには、知的障害や精神障害により理解力や生活力が十分ではないため、一人暮らしが選択できない人もいます。

このため、障害者支援施設等から一人暮らしを希望する知的障害や精神障害のある人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適時のタイミングで適切な支援を行う必要があります。

○ サービス見込量

（1 か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

自立生活援助	30 年度	31 年度	32 年度
利用人数	10	15	20

○ 見込量確保のための方策

必要なサービスの確保が図られるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

○ サービス内容

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄^{はいせつ}または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活介護・援助		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活介護 （ケアホーム）	見込量	177	195	215			
	実績	176	177				
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	100	102	105	290	300	305
	実績	109	105	264	272	275	278

※ 障害者総合支援法の一部改正により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

○ 現状と課題

共同生活援助の施設整備が進み、実績が緩やかに増加しています。

実態調査では、在宅者が暮らしたい場所としてグループホームを希望する人が依然として多く、特に知的障害のある人は18.5%となっています。

今後も障害者支援施設や精神科病院からの地域生活への移行等に対応し、引き続き計画的に整備していくことが必要です。

また、既に入居している利用者の高齢化・重度化への対応も課題となっています。

○ サービス見込量

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活援助（グループホーム）	30年度	31年度	32年度
利用人数	290	295	300

○ 見込量確保のための方策

グループホームのサービス提供基盤の整備を図ります。

また、必要なサービスが適切に利用できるようにするために、相談支援事業所との連携強化に努めます。

ウ 施設入所支援

○ サービス内容

施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排泄^{はいせつ}及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用人数	見込量	358	354	349	320	316	312
	実績	330	326	325	318	320	322

○ 現状と課題

障害者支援施設入所者の地域移行に加え、高齢等による死亡や、体調不良での長期入院などで退所するケースがある一方、在宅で生活していた人の障害状況の悪化や家族等支援者の高齢化などで、障害者支援施設へ入所するケースもあるため、結果的に利用者数は増加しており、見込量に対し実績は上回りました。

今後は、障害者支援施設入所者の地域移行を推進できるよう、サービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援	30年度	31年度	32年度
利用人数	319	316	313

○ 見込量確保のための方策

障害者支援施設入所者の地域移行が進むことを基本としつつ、施設入所が真に必要な重度の障害のある人のために必要なサービス見込量の確保が図られるよう、関係事業者と協力していきます。

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

○ サービス内容

障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、指定特定相談支援事業所が計画的なプログラム（サービス等利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

○ 第3期計画から第4期計画までの取組状況

（1ヶ月あたりの利用人数）

（単位：人分）

計画相談支援		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	49	107	285	1,792	1,832	1,872
	実績	101	343	1,089	1,709	1,831	1,860

○ 現状と課題

平成24年の制度改正により、障害福祉サービス利用者全てに計画相談支援を支給決定することとなり、相談支援事業所と連携のもと計画相談支援の支給決定を推進してきました。計画相談支援を行う相談支援事業所も、当初の6事業所から10事業所（1事業所は分室扱い）に増え、より多くの障害福祉サービス利用者計画相談支援を支給決定できる体制整備が進んでいます。

また今後は、障害福祉サービス利用者全てに計画相談支援を支給決定する「量的整備」に加え、計画相談支援の支給決定者に“適切な相談支援”を実現するための「質的整備」も必要となるため、計画相談支援のサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

（1ヶ月あたりの利用人数）

（単位：人分）

計画相談支援	30年度	31年度	32年度
利用件数	1,950	2,055	2,175

○ 見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るために、計画相談支援の支給決定者に対する訪問頻度（モニタリング期間等）の見直し等“適切な相談支援”について検討します。また、“適切な相談支援”を実現するために必要な、相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

イ 地域移行支援

○ サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が退所、退院して地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、住居を確保するための入居支援等を行います。

○ 第4期計画の取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分/年)

地域移行支援		27年度	28年度	29年度
支給決定者数	見込量	4	5	7
	実績	2	1	1

○ 現状と課題

地域移行支援の支給決定者数は多くはないですが、医療機関と相談支援事業所をはじめとする地域の支援者との連携が進み、地域移行支援の支給決定をしない状況での退院支援も多く見られています。

地域移行を促進するため、「長岡市障害者自立支援協議会」では身体障害、知的障害、精神障害それぞれの課題を検討しています。課題は複数ありますが、そのなかでも、「身体障害は支援者への周知不足」「知的障害は本人や家族の不安」「精神障害は親の高齢化による身元引受人の不在」が優先順位の高い課題となっています。

また障害者支援施設や精神科病院等から地域移行を進めるためにも、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。

精神科病院においては、ピアサポーター（同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援する障害者）が体験発表や茶話会へ参加することで、長期入院者や支援者が地域生活への理解を深めることから、市ではピアサポーターの養成もおこなっており、今後は活動の場やサポート体制を検討する必要があります。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分/年)

地域移行支援	30年度	31年度	32年度
利用件数	5	5	5

○ 見込量確保のための方策

地域移行への理解が深まるように、「長岡市自立支援協議会」と協力をし、市民や支援者への啓発を行います。

また、「長岡市障害者自立支援協議会」で検討された優先度の高い課題の解決や入所者・入院者・支援者が地域を知る機会をつくるため、「身体障害については支援者向けの研修会を開催」「知的障害については本人や家族の地域移行への不安を少しでも軽減することを目的とした、パンフレットの作成」「精神障害については成年後見の制度について支援者が理解を深めていくための取り組み」を行い、実施後はモニタリングを行って効果を確認します。

地域移行には、当事者が「誰とどこで生活するか？」を選択する必要があります。可能な限りの体験や情報提供を受けることが選択につながるため、地域生活を体験する場の確保やピアサポーターの活動は重要です。ピアサポーターの活動の機会を広げていくと同時に、地域生活を体験する場については、「長岡市障害者自立支援協議会」と連携をしながら検討をします。

また地域包括ケアシステムの構築に向けて、「長岡市障害者自立支援協議会」の既存の部会を活用して検討を行います。

ウ 地域定着支援

○ サービス内容

居宅において単身で生活していたり、同居家族の支援を受けられない障害のある人が、安定した地域生活を過ごすことができるようにするために、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

○ 第4期計画の取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分/年)

地域定着支援		27年度	28年度	29年度
支給決定者数	見込量	3	4	5
	実績	2	2	2

○ 現状と課題

地域定着支援の利用実績は見込み量と比較して少ない件数でしたが、退院や環境の変化前から関係機関や本人と面会や打ち合わせを行ったことで、地域定着支援を利用せずに地域で安定した生活ができるように支援体制が整えられた人も多く、件数以上に地域での生活に定着している人がいると思われます。

障害のある人が地域生活を過ごす中で、状態が不安定となり、入退院を繰り返すことは少なくありません。家族だけでは支援が困難な人はもとより、入所施設や病院から地域生活へ移行するなどして生活環境が変わった人には、定期的な支援だけでなく、本人の不安を取り除くためにも緊急時の対応が不可欠です。

○ サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分/年)

地域定着支援	30年度	31年度	32年度
利用人数	6	7	8

○ 見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また、緊急時に対応するための24時間体制での支援体制を整備できるよう、「長岡市障害者自立支援協議会」で検討を行います。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

「地域生活支援事業」は、障害のある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意事業があります。

なお、市町村における必須事業は以下のとおりです。

- ① 障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発（理解促進研修・啓発事業）
- ② 障害のある人、地域住民等による自発的な取組の支援（自発的活動支援事業）
- ③ 障害のある人やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）
- ④ 知的障害のある人または精神障害のある人に対する成年後見制度の利用の支援（成年後見制度利用支援事業）
- ⑤ 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保、市民後見人の活用による法人後見の活動の支援（成年後見制度法人後見支援事業）
- ⑥ 手話通訳者等の派遣（意思疎通支援事業）
- ⑦ 日常生活用具の給付または貸与等（日常生活用具給付等事業）
- ⑧ 手話語彙及び手話表現技術を習得する人の養成（手話奉仕員養成研修事業）
- ⑨ 移動を支援する事業（移動支援事業）
- ⑩ 創作的活動等の機会の提供を行う事業（地域活動支援センター機能強化事業）

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

○ サービス内容

障害のある人と地域住民がともに生きる住みよいまちづくりのために、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発のための講演等を行います。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ参加人数)

(単位：人)

理解促進研修・啓発事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
精神障害者関係講演会等	見込量	390	390	390	300	300	300
	実績	265	243	209	152	418	350
こころのバリアをなくそう講座	実績	172	82	135	91	235	200
こころのバリアをなくそう講演会	実績	93	161	74	61	183	150

○ 現状と課題

障害のある人が、地域で暮らしていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、さらなる普及啓発活動を行うことが重要です。

○ サービス見込量

(年間延べ参加人数)

(単位：人)

理解促進研修・啓発事業	30年度	31年度	32年度
障害理解促進講座	350	400	450

○ 見込量確保のための方策

これまでは、精神障害に特化した内容を行っていましたが、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者全般に関する理解促進に取り組むことで、多くの人から参加していただけるように、効果的な周知を図ります。

イ 自発的活動支援事業

○ サービス内容

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人等による自発的な活動を支援します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

自発的活動支援事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	見込量	6,640	6,660	6,680	7,455	7,485	7,505
	実績	7,575	8,003	7,193	7,108	7,382	7,200
身体障害者デイサービス	実績	4,821	4,820	4,314	4,345	4,655	4,500
精神障害者デイサービス	実績	655	812	819	723	735	700
精神障害者のつどい	実績	50	33	25	20	13	—
知的障害者ふれあいの広場	実績	2,049	2,338	2,035	2,020	1,979	2,000

○ 現状と課題

本人等による自発的な活動を支援していくことは、共生社会の実現を図る上で重要なことです。

現在行っている事業を進めていく一方で、既存の地域資源や、障害福祉の在り方に関する将来的なビジョンを見据えながら、新たな活動への支援についても検討していく必要があります。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

自発的活動支援事業	30年度	31年度	32年度
身体障害者デイサービス	4,500	4,500	4,500
精神障害者デイサービス	700	700	700
知的障害者ふれあいの広場	2,000	2,000	2,000

○ 見込量確保のための方策

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活が営めるよう、障害特性を的確に踏まえながら事業を実施します。

ウ 相談支援事業

○ サービス内容

【障害者相談支援事業】

障害のある人やその保護者または介護を行う人からの相談に応じ、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な情報の提供や助言をするとともに、障害のある人に対する虐待の防止をはじめとした障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより相談支援機能の強化を図ります。

【住宅入居等支援事業（居住サポート事業）】

障害のある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

（実施箇所数、相談件数、実施の有無）

相談支援事業		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	見込量	箇所	5	6	6	6	7	7
	実績	箇所	5	5	6	6	7	7
(相談件数)	見込量	件	52,000	54,000	56,000	56,000	58,000	58,000
	実績	件	45,927	57,577	48,840	49,180	51,577	51,000
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込	有無	有					
	実績	有無	有					
基幹相談支援センターの 設置	見込	有無	—	—	—	無	有	有
	実績	有無	—	—	—	無	有	有
住宅入居等支援事業	見込	有無	有					
	実績	有無	有					

○ 現状と課題

相談ニーズが多様化・複雑化し、一つの支援機関だけでは対応が困難な相談ケースが増えてきているため、関係機関と連絡調整を行いながら各種サービスや支援機関等に結び付けられる相談体制の整備が必要です。あわせて、年齢や障害の種類を問わず対応できる支援方法や地域の関係機関との連携など、障害者相談支援センターごとに実施している相談支援の内容に差異が生じているため、地域性を考慮しながらも画一的な相談支援を行える体制が必要です。

○ サービス見込量

(実施箇所数、相談件数、実施の有無)

相談支援事業	単 位	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7
(相談件数)	件	51,000	52,000	53,000
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有 無	有		
基幹相談支援センターの設置	有 無	有		
住宅入居等支援事業	有 無	有		

○ 見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、多様化・複雑化する相談ニーズに的確に対応するとともに、障害者相談支援センターの地区担当制を含めた相談支援体制の再編については、「長岡市障害者自立支援協議会」を活用して早期に行います。そのために必要な委託相談に従事する専任の職員の人員確保に係る支援に努めます。

基幹相談支援センター等機能強化事業を実施し、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言が適切に行える専門職員を確保することで相談対応を行う職員の人材育成に努めます。

工 成年後見制度利用支援事業

○ サービス内容

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(実施の有無、実施件数)

成年後見制度利用支援事業	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
見 込	有無	有					
実 績	件	5	4	3	7	18	22

○ 現状と課題

身寄りのない人の成年後見制度の利用に係る費用以外にも、所得が少ないために支援が必要である人も対象になっているため、今後も利用者が増えることが予想されます。

○ サービス見込量

(実施の件数)

(単位：件)

成年後見制度利用支援事業	30年度	31年度	32年度
見 込 量	25	28	30

○ 見込量確保のための方策

引き続き、身寄りのない人の申立手続、低所得者への申立費用等の助成、制度利用についての相談を市において行うとともに、相談支援事業者においても相談に応じます。また、今後も制度利用者数の増加が見込まれるため、体制整備を促進します。

才 成年後見制度法人後見支援事業

○ サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

○ 現状と課題

制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、将来的な受け手の確保が課題となっています。

○ サービス見込量

(実施の有無)

(単位：有無)

成年後見制度法人後見支援事業	30年度	31年度	32年度
見込量	有		

○ 見込量確保のための方策

後見等の業務の特性や制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、継続した事業の実施が必要となっています。今後は、社会福祉協議会が中心となり、関係機関との連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる受け手の確保が適切にできる体制を整備していきます。

カ 意思疎通支援事業

○ サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を円滑にします。

また、重度の障害がある人で、意思疎通が困難な人が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる支援員を派遣し、円滑に医療行為が受けられるよう支援する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を行います。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
手話通訳者設置事業	見込量	人	2	2	2	2	2	2	
	実績	人	2	2	1	1	1	1	
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	見込量	人	82	84	86	85	85	85
		実績	人	87	69	73	69	69	70
	派遣延べ人数	見込量	人	690	710	730	720	720	720
		実績	人	717	706	702	580	595	600
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業	見込	有無	—	—	—	—	—	—	
	実績	有無	—	有	有	有	有	有	

○ 現状と課題

派遣事業の利用件数、派遣人数とも年々増加傾向にありましたが、制度の周知等により、近年は一定の水準で推移しています。また、平成26年度からは県外における意思疎通支援者の派遣にも対応しています。

○ サービス見込量

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業		人	2	2	2
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	人	75	75	75
	派遣延べ人数	人	620	620	620
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業		有無	有		

○ 見込量確保のための方策

引き続きアオーレ長岡の福祉窓口到手話通訳者を設置し、各種相談の受付や各種手続の支援を行います。

また、派遣事業を着実に実施していくため、引き続き意思疎通支援者の確保、育成等に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

○ サービス内容

日常生活上の便宜を図るため、重度の障害がある人に対し、日常生活用具費を給付します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	見込量	件	18	20	20	20	20	20
	実績	件	25	13	11	14	11	20
自立生活支援用具	見込量	件	50	55	60	60	60	60
	実績	件	46	48	45	23	30	35
住宅療養等 支援用具	見込量	件	60	65	70	60	60	60
	実績	件	61	43	49	47	64	65
情報・意思疎通 支援用具	見込量	件	38	40	42	65	65	65
	実績	件	38	61	36	52	41	60
はいせつ 排泄管理支援用具	見込量	件(月分)	6,200	6,400	6,600	6,400	6,500	6,600
	実績	件(月分)	5,970	6,112	6,175	5,863	5,719	5,900
	見込量	件	530	550	570	550	560	570
	実績	件	543	576	663	550	472	490
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	15	15	15	15	15	15
	実績	件	9	9	10	6	2	15

○ 現状と課題

障害のある人の日常生活がより過ごしやすくなるように、当事者や障害者団体等から寄せられるニーズを踏まえながら、生活実態に対応した品目について検討していく必要があります。

○ サービス見込量

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
介護訓練支援用具	件	20	20	20
自立生活支援用具	件	40	40	40
在宅療養等支援用具	件	65	65	65
情報・意思疎通支援用具	件	65	70	75
はいせつ 排泄管理支援用具	件(月分)	6,000	6,000	6,000
	実人数	560	560	560
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	15	15	15

○ 見込量確保のための方策

品目について検討していくとともに、引き続き制度の周知等を図りながら、的確に給付を行っていきます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

○ サービス内容

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する人を養成することにより、障害のある人で意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

手話奉仕員養成研修事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養成講座の修了者の実人数	見込量	—	—	—	2	2	2
	実績	4	1	2	2	3	3

○ 現状と課題

手話奉仕員養成講座の修了者にばらつきはありますが、年々着実に増加しています。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

手話奉仕員養成研修事業		30年度	31年度	32年度
養成講座の修了見込者の実人数 (登録見込人数)	見込量	3	3	3

○ 見込量確保のための方策

養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの人から受講してもらうことにより、引き続き、意思疎通支援者の確保を図ります。

ケ 移動支援事業

(ア) 移動支援事業（個別支援型）

○ サービス内容

屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出（買い物等の必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出）時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数）

移動支援事業 （個別支援型）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	箇 所	27	28	29	29	29	29
		月平均利用者(人)	117	120	124	112	114	116
		年間実利用者(人)	183	189	194	165	168	171
		月平均延利用時間	1,787	1,850	1,914	1,400	1,425	1,450
		年間延利用時間	21,446	22,205	22,965	16,800	17,100	17,400
	実 績	箇 所	28	28	29	29	29	29
		月平均利用者(人)	110	106	110	119	110	108
		年間実利用者(人)	177	162	180	181	197	188
		月平均延利用時間	1,684	1,180	1,109	1,165	1,019	1,080
		年間延利用時間	20,217	14,201	13,308	13,977	12,231	12,960

○ 現状と課題

障害のある人への移動や外出等のサービスは多様化していますが、障害支援区分などの要件に該当しない人もいるため、引き続き移動支援による支援が必要です。特に、多様なニーズにするため、重度の身体障害、強度行動障害等の障害特性に対応し、専門性のある人材の確保が求められています。

なお、視覚障害のある人については、今後、同行援護のサービス提供事業所の増加に伴い、利用の減少が見込まれます。

○ サービス見込量

(実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数)

移動支援事業 (個別支援型)	単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数	箇 所	29	29	29
	月平均利用者(人)	106	108	110
	年間実利用者(人)	183	188	193
	月平均延利用時間	1,082	1,112	1,141
	年間延利用時間	12,993	13,348	13,703

○ 見込量確保のための方策

重度の身体障害、強度行動障害等、あらゆる障害特性に対応できるよう、支援者の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

必要なサービスが適切に利用できるようにするためには、相談支援事業所との連携強化が重要であるため、相談支援事業の充実に努めます。

(イ) 移動支援事業（車両移送型）

○ サービス内容

単独で移動することが困難な重度の身体障害がある人等に対しリフト付きバス等により送迎サービスを行い、障害のある人の社会参加を促進します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数）

移動支援事業 （車両移送型）		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
箇 所 数	見込量	箇 所	2	2	2	2	2	2
	実績	箇 所	2	2	2	2	2	2
車 両 数	見込量	台	5	6	6	6	6	6
	実績	台	5	6	7	7	7	7
年間延べ利用人数	見込量	人	4,380	4,380	4,380	3,500	3,500	3,500
	実績	人	4,186	3,652	3,936	4,210	3,734	3,800

○ 現状と課題

定年の延長など就労構造の変化等により、今後の新たな運転ボランティアの確保が課題となっています。

○ サービス見込量

（実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数）

移動支援事業（車両移送型）	単 位	30年度	31年度	32年度
箇 所 数	箇 所	2	2	2
車 両 数	台	7	7	7
年間延べ利用人数	人	3,800	3,800	3,800

○ 見込量確保のための方策

新たな運転ボランティアの確保や効率的な運行に努めながら、引き続き移動が困難な身体障害がある人等の社会参加の促進を図ります。

コ 地域活動支援センター（機能強化事業）

○ サービス内容

障害のある人が通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を促進します。さらに、法人格の取得や活動内容の充実など、地域活動支援センターの機能強化を図ります。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

（実施施設箇所数、年間実利用人数）

地域活動支援センター		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
利 用 件 数	全 体	見 込 量	箇 所	12	12	12	11	11	11
			実利用人数	264	275	286	266	274	282
		実 績	箇 所	11	11	11	12	13	14
			実利用人数	264	266	337	367	431	445
	機 能 強 化	見 込 量	箇 所	6	6	6	5	5	5
			実利用人数	173	178	183	133	138	143
		実 績	箇 所	6	5	5	5	4	4
			実利用人数	178	146	163	167	161	161

○ 現状と課題

平成27年度から平成29年度の間で、新規に活動を開始した施設は3か所ありました。また、施設が法人格を取得し、運営内容の充実を図った施設は1か所ありました。

作業や創作的活動、日常生活が安定するための助言、指導などを通して、障害のある人が気軽に通える場所となっています。しかし、自ら外に出られない人のためにも、社会生活との接点を持つための働きかけが求められています。

今後も障害を限定せず、障害のある人が気軽に通える場として利用できるよう、施設へ働きかけていく必要があります。

○ サービス見込量

(実施施設箇所数、年間実利用人数)

地域活動支援センター	単 位	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター (長岡市分)	箇 所	13	13	13
	実利用人数	461	471	481
地域活動支援センター (Ⅰ型) ※1	箇 所	2	2	2
	実利用人数	130	135	140
地域活動支援センター (Ⅲ型) ※2	箇 所	2	2	3
	実利用人数	60	65	170
地域活動支援センター (基礎的事業) ※3	箇 所	9	9	8
	実利用人数	330	335	240
地域活動支援センター (Ⅱ型) (長岡市以外分) ※4	箇 所	1	1	1
	実利用人数	1	1	1

○ 見込量確保のための方策

地域活動支援センターの機能を充実・強化するため、法人格を有していない施設が法人格を取得できるように引き続き支援をしていきます。

また、利用者の様々な状況に応じた活動内容に柔軟に対応します。関係機関と連携し、情報提供を行い、利用者の拡大や社会参加への意識の向上を推進します。

※1 地域活動支援センター (Ⅰ型)

基礎的な事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることが要件である。

※2 地域活動支援センター (Ⅲ型)

地域の障害のある人のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られており、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

※3 地域活動支援センター (基礎的事業)

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

※4 地域活動支援センター (Ⅱ型)

基礎的な事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスなど自立と生きがいを高めるための事業を実施する。

(2) その他の任意事業

ア 日常生活支援

(ア) 訪問入浴サービス

○ サービス内容

訪問により、居宅での入浴サービスを提供し、身体障害のある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業		単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
箇 所 数	見込量	箇 所	7	7	7	5	5	5
	実 績	箇 所	6	5	5	4	3	2
年間利用人数	見込量	人	15	15	15	10	10	10
	実 績	人	7	8	9	5	7	8

○ 現状と課題

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な人を対象としているため、利用者数は一定の水準で推移しており、今後も現行のサービス提供を続けていく必要があります。

○ サービス見込量

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
実施箇所数	箇 所	2	2	2
年間利用人数	人	12	12	12

○ 見込量確保のための方策

身体障害のある人などの地域生活を支援するため、相談支援事業所と連携を図ります。

(イ) 生活訓練等事業

○ サービス内容

障害のある人の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活学級利用人数	見込	970	970	970	900	900	900
	実績	899	674	959	710	677	802

○ 現状と課題

障害者団体に委託することにより、障害別の当事者のニーズに的確に対応できるよう実施しています。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業	30年度	31年度	32年度
生活学級利用人数	850	850	850

○ 見込量確保のための方策

より多くの障害のある人から参加してもらうため、当事者のニーズを捉えるとともに、社会状況等にもマッチした事業内容となるように努めます。

(ウ) 日中一時支援事業

○ サービス内容

自宅で介護を行う人の休息等のために、障害者支援施設等で障害のある人及び子どもを一時的（日帰り）に預かり、見守り等の支援を行います。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、年間延べ利用日数）

日中一時支援		単 位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	見込量	箇 所	33	35	37	42	43	44
		人日分	4,461	4,708	4,955	4,200	4,320	4,440
	実 績	箇 所	39	41	40	40	42	42
		人日分	4,080	3,936	4,170	4,366	4,689	4,843

○ 現状と課題

実施箇所数及び年間延べ利用日数ともに増加傾向にあります。

特に学校等の長期休暇中や土曜日には児童の利用希望が大幅に増加しているのに対し、受け入れ体制が整っている事業所が少なく、利用希望者が十分にサービスを利用することができていないのが現状です。

また、サービスが利用できない場合の主な理由の一つに、障害特性に対応した支援体制が整っていないことが挙げられています。

さらに、利用予約後のキャンセルも多く、当初は定員いっぱいでも利用をお断りしても、最終的に定員に余裕が生じる日があることも判明しています。

○ サービス見込量

（実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用日数、年間延べ利用日数）

日中一時支援		単 位	30年度	31年度	32年度
利用件数		箇 所	45	45	45
		月平均利用者（人）	267	277	287
		年間実利用者（人）	431	436	441
		人日分（月平均）	410	420	430
		人日分（年 間）	4,900	5,020	5,140

○ 見込量確保のための方策

自立支援協議会や障害福祉サービス事業所等と協議のうえ、障害特性等に対応した提供体制や、よりキャンセルを最小限に抑えるための対策を整え、必要なサービス見込量の確保ができるように努めます。

(工) 地域移行のための安心生活支援

○ サービス内容

障害のある人が地域で安心して暮らすために、緊急時の一時的な宿泊のほか、今後の生活を考えるために必要な体験的宿泊の提供、また、夜間や休日も含めた24時間体制での緊急対応や相談などを行う支援体制を整備することにより、障害のある人の地域移行や地域定着を支援します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(実施施設箇所数)

地域移行のための 安心生活支援事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設箇所数	見込量	—	—	—	2	2	2
	実績	(2)	2	2	2	2	2

○ 現状と課題

現在は長岡地域の川西地区と越路地域に各1か所ずつ設置しています。緊急一時的な宿泊場所を確保する必要性が増しているほか、24時間体制での緊急対応や相談支援、体験的宿泊の提供などについては、地域生活支援拠点機能及び相談支援体制の基盤整備と一体的に検討が必要です。

○ サービス見込量

(実施施設箇所数)

地域移行のための 安心生活支援事業	30年度	31年度	32年度
施設箇所数見込量	2	2	2

○ 見込量確保のための方策

24時間体制での緊急対応や相談支援、今後の生活を考えるために必要な体験的宿泊の提供などについて、長岡市障害者自立支援協議会も活用し、地域生活支援拠点機能や障害者相談支援センターのあり方と一体的に検討を進めます。

イ 社会参加支援

○ サービス内容

障害のある人の社会参加を促進するため、次の事業を行います。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

【文化芸術活動振興事業】

障害のある人等による文化芸術活動の発表の機会を提供するとともに、障害のある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

【点字・声の広報等発行事業】

視覚障害のある人のために市の広報、生活情報などを点訳、音声訳し、定期的または必要に応じて提供します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

社会参加促進事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込量	500	500	500	400	400	400
	実績	371	325	243	407	239	216
文化芸術活動振興事業	見込量	750	750	750	800	800	800
	実績	770	470	780	780	740	820
点字・声の広報等発行事業	見込量	145	145	145	110	110	110
	実績	127	101	92	87	86	85

○ 現状と課題

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、水泳教室、テニス教室等を行っています。参加者が固定化しつつあることが課題となっていました。近年は小中学生など初めて参加する人の姿も見られます。

文化芸術活動振興事業として実施している「ふれ愛コンサート」は、毎年の開催を楽しみにしている市民もおり、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるイベントとして定着しています。また、障害のある人の独創的な作品が「アール・ブリュット」として全国的に関心が高まる中、障害のある人の社会参加や、障害や障害のある人への理解を深める機会とするため、新たな取組として、障害のある人が制作した作品の展示を行っています。

点字・声の広報等発行事業は利用者の減少が続いてきましたが、文字による情報入手が困難な人への情報提供のために不可欠な事業です。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

社会参加促進事業	30年度	31年度	32年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	250	250	250
文化芸術活動振興事業	850	850	850
点字・声の広報等発行事業	85	85	85

○ 見込量確保のための方策

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障害のある人のニーズを捉えつつ、効果的な周知に努めながら着実に実施していきます。

文化芸術活動振興事業のうち、「ふれ愛コンサート」については、運営に当たる実行委員会やボランティアなどと連携し、引き続き魅力ある内容で実施していけるように努めます。また、アール・ブリュット作品の展示については、障害のある人の社会参加と障害理解の機会として、こうした取組を行う団体とも連携しながら、その裾野が広がることを目指して、取組を進めていきます。

ウ その他

(ア) 自動車運転免許取得・改造助成事業

○ サービス内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	見込量	40	40	40	25	25	25
	実績	25	23	16	29	23	25

○ 現状と課題

自家用車の利用は、社会参加等のための手段として最も一般的であることに加え、障害のある人の乗降のしやすさを意識した車両が従来よりも普及していることから、助成事業の利用は毎年一定のニーズがあります。

○ サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	30	30	30

○ 見込量確保のための方策

社会参加等の手段の確保ために必要な事業であり、いずれも引き続き実施していく必要があります。

(イ) 更生訓練費給付

○ サービス内容

就労移行支援か自立訓練のサービスを利用し、かつ非課税世帯の人に対して、自立した地域生活の推進を図るため、訓練日数に応じて更生訓練費を支給します。また、平成29年度からは、就労移行支援を利用して就職した場合には、訓練の最終月に、訓練日数に応じた支給額に上乗せして、訓練にかかった費用に充てるための訓練費を支給しています。

○ 第3期から第4期計画までの取組状況

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支給件数	見込量	2,520	2,520	2,520	1,884	1,884	1,884
	実績	1,859	1,780	1,816	1,538	1,482	1,528

※ 平成29年度については、就労移行支援を利用して就職した者に上乗せして支給した件数を含む。

○ 現状と課題

以前から、支給件数が年々減少していることとともに、支給対象者のうちおよそ15%程度が週半分以下の通所日数であることや通所しない人がいることが課題となっており、更生訓練費のあり方について見直しが必要とされていました。

そこで、平成29年度から支給基準や支給時期を変更し、訓練意欲をさらに高めるため、就労移行支援を利用して就職した場合には、訓練にかかった費用に充てるための訓練費を支給することにしました。これにより、平成29年度では、週の半分以上通所する人の割合が約85%から約90%へ増加しました。

しかし、新規就労移行支援事業所及び自立訓練事業所が増えないため、支給件数自体は伸び悩んでおり、見込量に対し実績は下回っています。

○ サービス見込量

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業	30年度	31年度	32年度
支給件数	1,600	1,600	1,600

○ 見込量確保のための方策

地域移行や一般就労を希望する人、高等総合支援学校卒業生等の訓練等給付のサービス利用者確保し、あわせて、制度の周知・利用促進を図り、効果的な支給を継続していきます。

第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

この章では、児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画について、国が示す基本指針に基づき、第1期計画として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

- 平成32年度を目標年度とした数値目標
- 計画期間中の各年度（平成30年度から平成32年度まで）におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策

なお、第1期計画期間中（平成30年度から平成32年度まで）に、関係する法の改正等があった場合には、本計画の見直しを行います。

（※）本章では、主に児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する目標値または見込量等を掲載しています。

障害児も利用できる「短期入所」などの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定される障害福祉サービスや、「日中一時支援」「移動支援」等の地域生活支援事業については、該当ページをご覧ください。

1 平成32年度における目標値

国の基本指針に即し、「障害児支援の提供体制の整備等」について、平成32年度における数値目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備

① 障害児支援の提供体制

- 障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制を整備していきます。
- 障害児に対する重層的な支援を実施するため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を図ります。
- 障害児が障害児支援サービスを利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にもかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

【現状と課題】

長岡市では、既に児童発達支援センターが中核となって地域支援体制を整えています。が、障害の重度化・重複化や多様化に対応するため、各事業所における支援内容の充実や、専門的機能の強化に努める必要があります。

【第1期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	3か所	平成32年度末時点の事業所数
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	各1か所	

【目標達成のための基本的方向】

- すでに必要なサービス量を提供する体制を整備しており、引き続き、体制の維持に努めます。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児に対応する設備を備えた集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が全国的にも増加している中で、平成28年6月の児童福祉法改正により、このような医療的ケア児への支援の充実と関係機関の連携の推進を図るよう努めることとされています。

医療的ケア児がその心身の状況に応じて、適切な保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めていく必要があります。

【現状と課題】

現在では、医療、障害福祉、母子保健、保育、教育等の各機関における連携は一部にとどまっており、関係機関相互に情報共有し、緊密に連携していくための仕組み作りが必要です。

【第1期計画の数値目標】

項目	協議の場の有無	考え方
関係機関での協議の場の設置	有	平成30年度末時点の設置の有無

【目標達成のための基本的方向】

平成30年度中に医療、障害福祉、母子保健、保育、教育等の関係部署及び民間の関係機関が参加する協議の場を設け、各機関での支援の現状やニーズに関する情報共有を行うとともに、今後の連携の在り方について協議していきます。

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

平成32年度の数値目標を達成するため、第4期計画の進捗状況を勘案し、平成30年度から平成32年度の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

※ なお、「これまでの取組状況」における平成29年度の実績は、現段階での見込みとなります。

○ サービス見込量について

- 各サービスの見込量については、次ページ以降に、サービスごとに記載してあります。

○ サービス見込量の単位について

- 「障害福祉サービス」については、原則1か月あたりの延べ量及び実利用人数を見込みます。

※ 単位が、「人日分」の場合は、1か月あたりの延べ量です。

単位が、「人分」の場合は、実人数です。

「人日分」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」です。

(1) 障害児支援

平成 24 年の制度改正により、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援が強化されました。入所支援は県が、通所支援は市町村がそれぞれ実施することとなり、通所支援には「児童発達支援」に加え「放課後等デイサービス」と「保育所等訪問支援」が新たに創設されました。さらに平成 28 年の制度改正により「居宅訪問型児童発達支援」が創設されています。改正後の制度の方針に基づき、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

対象者は、身体、知的または精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、手帳の有無は問いません。

① 児童発達支援

○ サービス内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応できるよう指導・訓練を行います。

特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

なお、児童発達支援には、医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援もあります。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数（実績）	人日分	627 (0)	670 (4)	685 (6)	485 (0)	545 (0)	631 (0)
	人 分	131 (0)	150 (1)	153 (1)	57 (0)	72 (0)	93 (0)
箇所数（実績） (児童発達支援センター)	箇所	2	2	2	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分です。

(※) 平成 27 年度における利用件数の減少は、長岡市「こども発達相談室」が児童発達支援事業所から市単独の相談機関に移行したことによるものです。

○ 現状と課題

利用を希望する児童の低年齢化・多様化等により増加傾向にあります。利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	715 (0)	750 (0)	800 (0)
	人 分	115 (0)	124 (0)	136 (0)
箇所数 (児童発達支援センター)	箇所	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分です。

○ 見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

② 放課後等デイサービス

○ サービス内容

放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援や放課後の居場所を提供します。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等 デイサービス	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数 (実績)	人日分	136	360	521	940	1,196	1,457
	人 分	19	44	65	114	162	194

○ 現状と課題

利用希望者は増加傾向にあり、今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等デイサービス	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	2,212	2,612	2,752
	人 分	279	325	344

○ 見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

③ 保育所等訪問支援

○ サービス内容

保育園等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等 訪問支援	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数 (実績)	人日分	—	—	—	3	1	5
	人 分	—	—	—	3	1	5

○ 現状と課題

保育園等に通う発達に不安のある子どもについて、集団生活への適応訓練などより専門性のある支援が求められています。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	6	8	10
	人 分	6	8	10

○ 見込量確保のための方策

地域の中核である児童発達支援センターを中心にサービスを提供します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

○ サービス内容

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○ 現状と課題

重度の障害等により外出が困難なため、必要な発達支援を受けることができない場合もあり、訪問教育や訪問診療等と同様な居宅訪問型の発達支援のサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

居宅訪問型児童発達支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	4	8	12
	人 分	1	2	3

○ 見込量確保のための方策

平成 30 年度から、地域の中核となる児童発達支援センターを中心にサービス提供体制を整備します。

⑤ 障害児相談支援

○ サービス内容

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する子どもが、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム（障害児支援利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

障害児 相談支援	単位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数 (実績)	人分	—	14	130	174	235	292

○ 現状と課題

平成 24 年の制度開始当初 4 事業所だった指定障害児相談支援事業所も 8 事業所（1 事業所は分室扱い）に増え、サービス提供体制の整備が進んでいます。

今後も、障害児通所支援利用者すべてに障害児相談支援を支給決定するため、引き続きサービス提供基盤の整備が必要です。また、“適切な相談支援”を実現するための「質的整備」も併せて行う必要があります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの利用人数)

障害児相談支援	単位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人分	401	459	493

○ 見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るため、新規事業者の参入を促すとともに、相談支援専門員の人員確保・人員育成に係る支援に努めます。

また、支給決定者に対する訪問頻度の見直し等、相談内容の充実についても検討します。

⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援の充実のため、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関同士の連絡調整を図ることを目的とした医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

○ 現状と課題

医療的ケア児に対する支援が求められる中で、各機関における個別の相談対応だけでなく、医療的ケア児等の支援に関する総合調整の役割を担うコーディネーターの設置が必要となっています。

○ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

内容	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
配置人数	人	—	1	1

○ 見込量確保のための方策

平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を進める中で、既存の関係機関の協力を得ながら医療的ケア児等の支援に関するキーパーソンの育成に努めます。

3 関係機関との連携

障害児通所支援の体制整備にあたっては、障害児のライフステージに沿って、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制の整備が必要となります。

長岡市では、「障害児福祉計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の整合性を図る中で、保育園・幼稚園・認定こども園等の子育て支援施策や、母子保健施策、学校等の教育施策との緊密な連携を図っておりますが、今後も就園・就学時や卒業時などに支援が円滑に引き継がれるよう、各分野の関係機関とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。